

平成24年度宍粟市議会決算特別委員会会議録（第1日目）

---

日 時 平成24年9月14日（金曜日）

---

場 所 宍粟市役所議場

---

開 会 9月14日 午前9時00分

---

付託議案

（企画総務部・選挙管理委員会）

第 29号議案 平成23年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定についての関係部分

（水道部）

第 29号議案 平成23年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定についての関係部分

第 35号議案 平成23年度宍粟市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 36号議案 平成23年度宍粟市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 37号議案 平成23年度宍粟市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 37号議案 平成23年度宍粟市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 38号議案 平成23年度宍粟市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

---

出席委員

委員長	木 藤 幹 雄	副委員長	寄 川 靖 宏
委員	東 豊 俊	委員	伊 藤 一 郎
〃	高 山 政 信	〃	山 下 由 美
〃	岡 前 治 生	〃	小 林 健 志
〃	大 上 正 司	〃	西 本 諭

---

出席説明員

(企画総務部・選挙管理委員会)

[企画総務部]

部	長	清水弘和	次	長	垣尾誠
秘書広報課	長	世良智	企画財政課	長	板垣雅彦
企画財政課	副課長	大谷奈雅子	総務課	長	前田正人
契約管理課	長	尾崎一郎	契約管理課	副課長	井口靖規
契約管理課	副課長	谷本健吾			

[一宮市民局]

副局長兼まちづくり推進課長 中岸芳和

[波賀市民局]

副局長兼まちづくり推進課長 下村定

[千種市民局]

まちづくり推進課長 志水友則

(水道部)

[水道部]

部	長	米山芳博	次	長	船引英示
管理課	長	福井功	管理課	副課長	池本雅彦
管理課	係長	西岡修	上下水道課	長	福岡清志
上下水道課	副課長	太中豊和	上下水道課	係長	石原佐市
上下水道課	係長	石垣貴英	上下水道課	係長	中田一美

[一宮市民局]

地域振興課長 中務久志

[波賀市民局]

地域振興課長 富田健次

[千種市民局]

副局長兼地域振興課長 立花時男

---

事務局

事務局	長	中村司	事務局	次長	榎谷米男
課	長	宮崎一也	主	査	原田渉

(午前 9時00分 開会)

○木藤委員長 それでは、企画総務部に關します本日の決算特別委員会を開会いたします。

その前に、説明職員の方をお願いを申し上げておきます。

説明職員の説明及び答弁は、自席でお願いをいたします。着席したままでお願いします。どの説明職員が説明及び答弁するかが委員長席から判断できかねますので、説明職員は挙手をし、「委員長」と発言して、委員長の許可を得て発言をしてください。事務局よりマイクの操作を行いますので、赤いランプが点灯してから発言をしてください。

それから、委員の方も挙手をして、委員長の指名があつて後、質疑を行っていただきますようお願いをいたします。

それでは、企画総務部に關する審査を始めます。

決算に係る全般的な状況についても、含めて説明をお願いいたします。

それでは、宍粟市一般会計決算の企画総務部に關係する部分について、説明をお願いします。

清水企画総務部長。

○清水企画総務部長 それでは、ただいま委員長からございましたように、予算並びに決算等の取りまとめをしております企画総務部として、全体のことも若干触れながら御説明を申し上げたいというふうに思います。

それに先立ちまして、まず決算特別委員会の皆さん、委員長さんをはじめ委員さん方につきましては、本日より会期末まで長期間にわたります御審議をお願いいたしますこと、本当にありがとうございます。ひとつどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、平成23年度の決算の概要でございますが、一般会計また特別会計、全部合わせまして12の会計があるわけでございますが、このうち医師の確保が非常に難しい状況の中の病院事業会計を除きまして、全ての会計が黒字決算となっております。表面上の結果としては良好な決算が結べたというふうには思っております。

また、その決算に基づきます財政の各種の指標、これの具体的な例といたしまして、経常収支比率でございますとか、実質公債費比率、また将来負担比率、これこれにつきましてもまだまだよい状態とは言えませんが、若干前年度よりは改善したといったようなことで、健全化に向けまして予定どおり進めていっておるというふうに思ってもいいのではないかなというふうに思っております。

しかしながら、その数値等の内容を見ますと、もともと地方交付税等を確保していただいたということが基本になるわけですが、その原資は国の国債、これの発行によりまして、そういった比率がよくなっておるといことも否めない事実でございまして、標準財政規模に基づきます計算、これは地方交付税が表に立っております。いわば借金によって表面上の体裁の数値が若干よくなったといったような現実もやはり我々担当する者については十分に認識しておく必要があるというふうに思っております。

その他課題といたしましては、一つは、全般的に努力はしておるんですが、税等の徴収率、これが悪化をいたしております。合併したときには、市全体の滞納額、これは全部で約8億6,000万でございました。しかしながら、23年度末では、実に12億5,000万円というふうに大きく増えております。このことはいろんな社会経済情勢のこともありますが、やはり納めていただけない方が増えているということも事実でございます。

それと、23年度事業の特徴といたしましては、これも国の補助とか、いろんな状況はございますが、実に29件もの年度内に事業が完成しなかったと。いわゆる年度内完成ができなくて、翌年度に繰越明許を起こしたというのが29件ございまして、これも事業の進捗とか業者の関係、いろんなことで課題があるというふうに認識をいたしております。

それと、大きく三つ目には、事務事業の関係で新聞にも載ったようなこともございます。例えば教員免許証の確認ができなかったとか、また、介護の訂正の入力ができていなかったとか、そういったことで非常に小さなことですが、市民の方々に不信を抱かすような内容が多々あったということも、23年大きく反省をしなければならぬというふうに思っております。

こういったことを反省しながら、今後改善しなければならない事項がございました。という23年の結果を受けまして、全職員が素直にこの事実を受けとめて、今後改善に努める必要があるというふうに思っております。

この後、全般的なこと、また企画総務部に関連いたしますことを次長のほうから決算書や成果説明書並びに特別委員会の説明資料もつくっております。そういった関係で概要の御説明を申し上げますので、いろいろと御意見をいただきまして、少しでも改善できるように努力をしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○木藤委員長 垣尾企画総務部次長。

○垣尾企画総務部次長 失礼いたします。それでは、私のほうから成果説明書の部分で、今ございましたように平成23年度の市全体の決算の状況を御説明申し上げまして、その後、企画総務部が所管しておる事業について、御説明を申し上げたいと思います。

それでは、成果説明書の1ページをお開きください。

ここでは、全会計での決算の状況を記載をしております。先ほど部長のお話の中でありましたように、一般会計におきましては実質収支は7億9,000万円余りの実質黒字ということになっております。それから、八つの特別会計につきましても全て黒字ということになっております。

表の中で下の欄ですけれども、三つの企業会計がございます。企業会計につきましては、収益的収支を見ますと、病院事業の会計についてのみ昨年度に引き続き赤字というような形になっております。

それでは、2ページをお開きください。

2ページにつきましては、一般会計の決算の状況で、昨年度との比較ということで表を載せております。実質収支額につきましては、平成22年度に比較しまして、約2,200万円ほど黒字が減少しておるといような状況でございます。歳入歳出の決算につきましては、ともに約6%余りの減という形になってございます。

3ページには歳入の決算の状況を載せておりますが、この中で特に大きな変動があったものにつきましては、14款、15款の国庫支出金、県支出金などがございますが、ともに大きく減少しております。主な要因としましては、災害関連の収入が減少しておるといことと、もう1点は地方交付税のほうでは一方増えております。こんな形で前年度と比較しまして、全体では17億9,000万円余りの減少というふうになっております。

続きまして、4ページでございます。

4ページでは、歳入のうち市税の部分について記載をさせていただいております。

景気が回復傾向ということになっておりますが、宍粟市の市民税、個人・法人あわせて見ますと、その効果はまだ今あらわれていないのかなというふうに思っております。全体としましては、若干増加しておるのかなというふうに思っております。

一方、収納率についてでございますが、現年度課税については0.1%の増、滞納繰越分につきましては、1.2%の徴収率の増ということにつながっております。

続きまして、5ページでございます。

歳入のうち地方交付税について記載をさせていただいております。

地方交付税で、下の表ですけれども、普通交付税では0.6%の増、特別交付税では5.1%の増、臨時財政対策債につきましては大きく27.2%の減ということで、トータルとしましては平成22年度に比較しまして2億5,000万円余り、2.2%の減ということになっております。下の表につきましては、その算定の基礎となっております数字を上げさせていただいております。

続きまして、6ページでございます。

6ページには、23年度に発行した市債の状況について記載をさせていただいております。合計としましては、30億円余りの起債の発行をしております。前年と比較しますと7億9,000万円、約8億弱の減、率にしますと20.6%の減ということになっております。これにつきましては、主な要因は庁舎建設でありますとか、林業再生事業の終了による合併特例債事業の減などが大きな要因となっております。

続きまして、7ページでございますけれども、これは合併推進体制整備費補助金ということで上げさせていただいております。平成23年度につきましては、木質ペレットストーブ導入事業に670万円、情報処理端末整備事業に330万円、計1,000万円ということで、平成23年度までで3億6,727万円の交付を受けております。全体の額としては4億2,000万円のうち、その3億6,000万円余りが交付をされております。

続きまして、8ページ以降につきましては、歳出の状況を記載をさせていただいております。歳出で特に大きな変動があったものにつきましては、5款の農林水産業費でございますけれども、これは林業再生事業の終了等によります減ということで、3億5,000万円余りの減となっております。10款の災害復旧費につきましては10億余りの減ということで、これは平成21年度の災害復旧の事業のピークが過ぎたことが大きな要因となっております。次の11款の公債費につきましては、繰上償還等の効果によりまして公債費が減少をしておるということでございます。全体としては17億円余りの減ということになっております。

9ページには、性質別の分類ということで、それぞれ人件費、物件費等々に分類した表を載せさせていただいております。

先ほどの説明にもありましており、特に普通建設事業費等、それから災害復旧費、公債費等について、大きく減少をしております。一方、物件費につきましては2億9,000万円余り増加ということになってございますが、大きな要因としましては、地籍調査事業の増加、それから教育用コンピューターの購入等々、そういう要因で増えてございます。トータルとしては17億円余りの減ということでございます。

続きまして、10ページでございます。

10ページには、その歳出の節別の分類を載せております。報酬から繰出金ということで上げておりますが、特に大きな節で減少しておりますのは、工事請負費については災害復旧工事関連等々で大きく減少をしておるという状況でございます。

それから、11ページには繰越明許のことについて上げております。冒頭、部長のほうから説明がありましたように、コミュニティ施設改修事業から以下大きく繰り越しの件数が残っております。全体としましては、11億9,800万円余りの事業につきまして、23年度から24年度へ繰り越しをしたという状況でございます。要因としましては、事業期間が十分とれなかったことであつたり、用地の交渉であつたり、各種調整等に時間を要したということが原因となっております。

続きまして、12ページには普通会計の決算の状況を載せておりますが、普通会計は一般会計と鷹巣診療所の特別会計の合計ということで記載をさせていただいておりますので、また御覧いただきたいと思っております。

13ページにつきましては、主な財政指標ということで、8項目載せさせていただいております。

二つ目の経常収支比率につきましては、平成23年度は93.9%ということで、若干0.7%悪化しているという状況でございます。

それから、3点目、4点目につきましては、黒字でございますので表示はしておりません。

それから、5項目目の実質公債費比率ということですが、上段が3カ年平均ということになっております。3カ年平均で19.9%と若干改善を見ております。単年度では19.0%ということになっております。

それから、6項目目の将来負担比率につきましても、180.7%ということで前年度に比べて若干改善がされておるという状況でございます。

財政力指数につきましては0.375ということになっております。

続きまして、14ページには、先ほど申し上げました経常収支比率のことについて、それぞれの項目で上げさせていただいておりますので、また御確認をいただければと思っております。

15ページには、市債と基金の状況ということで、全会計における起債の残高を載せさせていただいております。

①として、平成23年度末の起債の総額が720億8,000万余りということで、22年度末の739億余りに対しまして約19億円程度減少はしております。率にして2.6%の減

少ということをございます。

その下には、借入先利率別の表を載せておりますので、御覧いただきたいと思ひます。

続きまして、16ページには、基金の状況について載せております。全体といたしましては、基金が23年度末で64億8,700万円余りで、平成22年度末に比較しまして、5億6,000万円余り、率にして9.5%の増加ということで、中でも特に財政調整基金につきましては、23年度末で20億4,500万円、22年度に比べて1億5,400万円余りの増、率にして8.2%の増ということになっております。

それから、果実運用型で地域振興基金という基金がございますが、これも新たに平成23年度に5億円を積み増ししまして、合計で20億円となっております。

②として特別会計に属します基金ということで記載をさせていただいております。こちらのほうにつきましては、全体では1億1,000万円余り、率にして28%余りの減少というふうになっております。

17ページでは、市税及び税外収入の滞納状況ということで、それぞれ載せさせていただいております。特に市税におきましては、合計で5億9,100万円余りの滞納額で前年度と比べて2,500万円余りが増加をしております。トータルとしましては、23年度末で12億5,000万円余りということで、前年度と比較してトータルで4,000万円余りの増加というふうになっております。

それでは、18ページをお開きください。

18ページのほうは、それぞれの税等を含めまして不納欠損の状況を上げさせていただいております。この中で特に大きなものにつきましては市税で、特にその中でも固定資産税の1,400万円余りを含めて、税全体で2,000万円余りの不納欠損、国民健康保険につきましても880万円余りの不納欠損をさせていただいております。トータルとしましては3,133万9,000円余りということで不納欠損をさせていただいております。

19ページ以降につきましては、それぞれの特別会計・企業会計の決算の状況、歳入・歳出の状況等を記載をさせていただいておりますが、時間の都合で説明のほうは省略させていただきたいと思ひます。

続きまして、成果説明の35ページをお開きいただきたいと思ひます。

35ページ以降につきましては、企画総務部のほうで所管しております事務事業の成果説明ということで上げさせていただいております。

まず、秘書広報課の所管の部分でございます。上段の部分で行政懇談会というこ

とで上げさせていただいております。例年どおり市内8会場におきまして、10月19日から11月9日にかけてそれぞれ実施をしております。当初目標は1,500名というふうに載っておりましたが、下の効果等の欄に書いておりますとおり、トータルでは890名の参加ということになっております。それぞれの参加者の推移につきましては、別途配付させていただいております説明資料の1ページのほうに推移を載せさせていただいておりますので、また御確認をいただけたらというふうに思います。

それから、下段につきまして、しそふれあいミーティングでございます。これにつきましては、10名以上の団体、グループ等からの要請によりまして職員が出向きまして、それぞれ提示しておりますテーマに基づきまして、御説明を申し上げるという取り組みでございます。

平成23年度につきましては、42回開催をしております。参加者数としましては、1,907人ということで、開催した内容については、七つの分野にわたって開催をしております。特に、多かったのはごみの分別の関係の部分、それから学校規模適正化、給食センターの機能集積、幼保一元化について、特に多かったように思っております。その開催の状況につきましては、先ほど申し上げました説明資料の2ページから4ページのほうに記載をしておりますので、御確認をいただきたいと思っております。

それから、過去の推移でございますが、下の効果の欄に平成19年度以降の参加者数等々について記載をしております。

続きまして、36ページをお開きください。

36ページにつきましては、地域情報番組放映事業ということで、サンテレビで毎週土曜日、午前9時から放映をされております西播磨サタデーナインということを中心にしていろいろ情報の発信をしております。観光でありますとか、市のPR等々、放映をさせていただいております。内容に書いておりますとおり、年間5回、4月から1月までの年間5回と、それからアラカルトということで計12回、トピックスで2回というふうな形で放映をさせていただいております。

各年度の推移につきましては、効果等の欄に記載しておりますので、御覧いただきたいと思っております。

それから、続きまして、下段の広報しそふれ作成業務でございます。広報しそふれの作成につきましては、毎月1万5,500部を発行しております。これによりまして地域の情報でありますとか、行政情報のお知らせ等々毎月発行させていただいております。

この事業の中の財源といたしまして、購読料でありますとか、広告料等をいただいでしておる部分がございます。

続きまして、37ページでございますけれども、しーたん通信・しそうチャンネルの運営費ということでございます。しーたん放送・しそうチャンネルにつきましては、全日・定時の放送等々を送って放送をしております。決算の主な状況としましては、アナウンサー2名分の人件費等、それから番組制作の委託料、しそうの逸話の購入費ということでございます。

効果のところを書いております加入状況ということですが、これは3月末でしーたん通信につきましては、1万1,682件、しそうチャンネルの接続につきましては6,580件という状況でございます。

下段でございます。企画財政課の所管でございます。任意の繰上償還ということで挙げさせていただいております。

任意の繰上償還を実施することによりまして、実質公債費比率の抑制に努めているというところでございます。23年度に実施しました繰上償還につきましては、元金で4億8,849万7,000円余り、利子部分で22万円余りということになっております。

効果といたしましては、将来の支払利息の抑制ということで、約1,500万円の抑制が図られたのかなと思っております。それから、経常収支比率の抑制ということでは約1.3%、実質公債費比率の抑制という部分では約1.7%、単年度でございますが、効果があったのかなというふうに考えております。

続きまして、38ページでございます。行政改革の推進ということで、こちらは第二次の行政改革大綱を策定をいたしております。そのホームページ、広報等での公表ということ等に努めております。

また、効果といたしましては、大綱の中で11分野70項目について推進することを決定していただいて、それについて取り組みを進めているところでございます。主な取り組みとしては、下の効果欄に幾つか挙げておりますので、ごらんをいただきたいというふうに思います。

行政改革の推進につきましては、説明資料の24ページから38ページまでについて個々の取り組みについて掲載をさせていただいております。

続きまして、下の行政評価の推進につきましては、平成23年度は特に補助金事業でありますとか、市の単独事業を中心に個々の事務事業についての評価を実施しております。114の事業について実施し、ホームページ等で公表をさせていただいております。

評価の方法としましては、県立大学の教授にアドバイザーとして加わっていただきまして、評価をさせていただいております。効果の欄に評価の結果としまして挙げさせていただいております。現状維持から最後、休止ということで、休止・廃止で2件と3件、5件という形になっております。

行政評価の結果についての推移につきましては、説明資料の23ページのほうに記載をさせていただいております。

続きまして、39ページの総務課所管の職員研修事業でございます。職員研修につきましては、県の自治研修所等研修機関に派遣して行うものと、市が単独で行った研修をそれぞれ計画をさせていただいて実施をしております。特に、県の自治研の研修等においては災害等緊急で参加できなかったもの以外については、おおむね計画どおり実施ができたのかなというふうに考えております。それから、さらに23年度より全国市町村国際文化研修所研修というものに参加することとして2名を新たに派遣して参加をしております。

一定研修の成果としては、職員のスキルアップにつながっているのかなというふうに思っております。

その次の兵庫県議会議員選挙ということで、昨年、23年4月1日に投・開票で選挙が執行されております。期日前投票につきましては、市内5カ所の投票所において実施をし、最終的な投票率としましては60.48%、前回は68.34%ということで、若干下がっておるという状況でございます。

なお、作業効率の向上を目指して取り組みました結果、前回より13分開票の時間が短縮をさせていただいております。

続きまして、40ページでございます。

40ページにつきましては、公共施設解体撤去事業ということで、旧の山崎保健センター、それから旧の本庁の部分で不要となったため、その二つの施設につきまして解体撤去工事を行っております。事業費としましては工事請負費で829万5,000円ということでございます。効果としましては、保健センターにつきましては、菅山振興会から敷地をお借りしてございました、その借上料210万円の削減につながったのかなというふうに思っております。それから、旧の本庁につきましては、撤去後21台の駐車スペースを確保できております。

それから、公用車購入事業でございます。こちらにつきましては、走行距離20万キロ、または購入後20年を経過した車両の買い換えを行い、維持管理費の削減等を図っておるということでございます。昨年度につきましては、公用車3台を更新し

ております。うち軽四が2台、それからハイブリット車が1台というふうになっております。公用車全体の状況につきましては、説明資料の47ページに記載をさせていただいております。

続きまして、41ページの情報処理システム等保守管理業務ということでございます。決算内容は委託料が4,302万3,000円ということでございます。これは、市の業務で使用します内部系のシステムと住民のサービスに向けての住民情報システムとか住基ネットシステム等をしてしておりますが、その維持管理の費用でございます。保守管理契約11件を締結し、安定した稼働に努めております。

続きまして、しそ光・移動通信用施設運営費ということでございます。これは、しーたん通信でありますとか、ウイックテレビ、インターネットサービス等々をするために光ケーブルを敷設しておりますが、その維持管理に努めているということで、昨年度につきましては、電柱へのケーブルの添架1万3,514本、ケーブルの移設109件、それから宅内工事の補助金4件、引込工事の補助75件等を実施をして安定した通信情報を発信に努めておるところでございます。

しーたん通信等の加入状況につきましては、説明資料の51ページに記載をさせていただいております。

42ページのちくさテレビ事業運営費ということで、これにつきましては、平成23年3月末をもって千種町で整備をされておりましたテレビ、インターネットサービスが終了したことを受けまして、それらの施設の撤去をしたということで、24年度へ繰り越しをして実施しております。23年度の決算については工事請負費が921万8,000円、24年度に繰り越しが821万1,000円ということでございます。

以上、早口で聞き取りにくい部分があったかと思えますけれども、説明のほうは終わらせていただきます。

○木藤委員長 企画総務部次長の説明は終わりました。

質疑ございますか。

伊藤委員。

○伊藤委員 成果説明の10ページの給料がマイナス5,648万9,000円で、賃金が4,606万円増えてますよね。これってどう解釈したらいいのかな。行革になってないんじゃないかなと単純に思うわけで、その説明をしてもらいたいのと、一つずついくんですか。一つずつ、続けて。どないしますか。

○木藤委員長 ようけあるの。一問一答でお願いします。

答弁をお願いします。

坂根企画財政課長。

○坂根企画財政課長 失礼します。それでは、今、御質問の給料の決算額、それと賃金の決算額、この関係から行革の成果が上がってないのではないかという御質問がありますが、実態を申し上げますと、先日の一般質問の中でも答弁をさせていただいたように、近年、専門分野、相談員とか、あるいは学校の支援員、そういった部分で需要が増えてきているというところで、専門的なところで賃金が増えてきているというのが一つ。それから、昨年の部分につきましては緊急雇用、国の10分の10の交付金を受けて、それぞれ緊急的な部分に充てていこうというところで、緊急雇用の職員を約10名雇用しておりますので、そのあたりで増えてきたのが大きな要因ということで、行革の効果が上がっていない、数字だけを見ればそういうことも一つ言われるだろうというふうに思うんですが、実態としては特殊なもので増えてきているというところで、ある意味、行革とは少し考えを一にしたものではないだろうというふうに考えております。

○木藤委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 この厳しい社会状況でありますよね、そういう中でやっぱり今まで1人の人間がこれだけの仕事をしたけども、もうちょっと頑張っただけの量をやってくれやというような形で、できるだけやっぱり人件費を抑えていくという考え方に立ってやっていかないと、一番やっぱり人件費の部分がどないしても圧迫するいうか、ここにターゲットがある意味では絞られてくるんでね、そこら辺の企画部の考え方いうものをちょっとお聞きしたいと思うんですけど、どうですか。

○木藤委員長 清水企画総務部長。

○清水企画総務部長 今おっしゃったとおりです。やっぱりそのまま1人の人間が10の仕事をしよったんを12にせよというのは限度がございますので、まずは今仕事のやり方、ほんまにこれが効率性がある仕事なのかというようなことの考え方、それと同じ8時間の勤務中でも、その時間内にどうでも片づけようという意識、それから、もう一つはやっぱりいろんなところで仕事の量を減らす、例えば施設を少なくすることによってやっぱり業務を減らさなったら、人は減る、施設はそのままというわけにはいきませんので、そういったところを行革の題材、いわゆる施設の集約もその一つでございますが、そういうことに今からは取り組んでいくべきであるというふうには思っております。

○木藤委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 僕、ちょっと合併5年を目処に4町の補助金の統一をしますという前提

があったと思うんですけども、聞いてみると、保育園の通所バスなんかの補助システムが全然ばらばらやね、いまだに。そういうことを思ったときに、個別のところは個別のところで聞いたらいいと思うんですけども、企画としてね、合併5年を目処に料金の統一を図るという前提をどない考えとってん。

○木藤委員長 答弁を求めます。

坂根企画財政課長。

○坂根企画財政課長 合併以降、合併調整項目というのが実質補助金も含めて、他の制度も含めて100余り調整が必要だろうという部分については、平成17年の段階でございました。その間ずっとそれぞれの項目について、行革の係を中心に調整を進めてきたところであります。平成20年にそれぞれの部分、ほぼ調整が済んで、数項目、ちょっと局では7項目程度だったと思うんですが、どうしても調整できない、なかなか1年、2年では調整できない、例えばコミュニティ施設の関係でありますとか、縁故使用地の関係、そういったものを含めて、今、御指摘の保育所のバスのことについてもなかなか調整できなかったと。課題としては当然認識をしております。それぞれ旧町ごとにそれぞれの実情で制度化されたものをいきなり合併したからといってなかなか調整できない、当然最終的には同じ市域で進めるサービスですので、統一することが必要だと言いながらも、それぞれの実情を考慮して制度化されたものというところで、20年には幼保一元化というところも進めておりましたので、その動向を見ながらということでの未調整のままで一旦区切りをしたと。しかしながら、その以降も担当部局等は調整をしていこうということで、現実的なものとして、それぞれの制度の中身が違っておりましたので、そのあたりを調整することはできませんが、少なくとも適正な制度の範囲の中で、適正な運用に努めていく、あるいは補助に努めていくということにつきましては、以後も努力をしてくていると。具体的にはそういうことなんですが、幼保一元化を見越しながらというところで、いまだ調整ができていないというのが実情です。

○木藤委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 資料として請求するんですけども、まだできてない事業、何年ぐらいに調整つけるんか、それを提出してください。

○木藤委員長 答弁。清水企画総務部長。

○清水企画総務部長 合併にかかる未調整項目を含めまして資料の提出をしたいと思います。

○伊藤委員 以上です。

○木藤委員長 ほかにございますか。

東委員。

○東委員 2～3お聞きする前に、確認なのですが、前はまちづくり推進部と総務部でしたね、部がね。それが今度、企画総務とまちづくり推進部が変わったんですけども、今回は企画総務部としての審査ですけども、まちづくり推進部の部分も入っているんですね。

○木藤委員長 答弁。清水企画総務部長。

○清水企画総務部長 はい、24年から組織が変わりまして、今おっしゃったとおり変わっています。その中でまちづくり推進部が担当しておりました、わかりやすく言えば秘書広報課の部分、これについては今回企画総務部に来てますんで、その部分は本日御説明をさせていただきたい。まちづくり推進部へ行ったまちづくりの関係はそちらで申しわけないんですけど、説明をさせていただくということにしています。

○木藤委員長 東委員。

○東委員 それで、まず前段なのですが、そういったことで変わったんですけども、企画総務として出発してるんですけども、決算なんで、今言ったように、ちょっとややこしいことになるんですけども、企画総務として事務に支障はないですか。

○木藤委員長 答弁。清水企画総務部長。

○清水企画総務部長 いろいろな職員の提案、いわゆる創造戦略会議の若手職員の提案等で組織機構の改正の案をもとに、今回、管理部門、企画の部門と総務の部門は集約をされて今やっております。この間、今おっしゃるようなどんな弊害があるかというものについては、具体的にこの部分が前へ行かなくて困っているというところは感じておりません。ただ、今後具体的にそういった計画づくりとか、それから予算とか、そういうようなところで、今から進める中で弊害が出るかどうか、それも十分検証しながらやっていきたいと思っていますので、今のところ特に大きな支障については感じておりません。

○木藤委員長 東委員。

○東委員 わかりました。じゃあ、質問に入りたいんですけども、財政の件になるんですけども、成果説明、それから今日の説明資料ですね、この両方あるんですけども、同じようなことになろうかと思うんですけども、まずお許しを願って、まず1点目ですけども、これは成果説明のほうから行きますけども、4ページにあります市税の状況のところの説明がありました。現年分と滞納分とあるんですけども、収納率はいずれも22年度から上がってますよね。収納率は上がっているんですけども、

現年度分は横ばいですが、過年度分の滞繰越分が収納率は15.4から16.6に上がってますけども、収納率は上がっても金額がまた増えてるものですから、結果的には増えるということになるんですけども、これについてどういうふうにとらえているのか、まず最初にお聞きしたいと思います。

○木藤委員長 答弁。清水企画総務部長。

○清水企画総務部長 今、現年課税分の率とか、それから滞納繰越分のそれぞれの率、これは伸びております。しかしながら、市税合計のところを見ていただきますと、現象としてそれぞれ率が伸びているのにトータルで落ちるとするのは、額の関係がしております。88.9%が88.5%、若干ですけど落ちております。この部分は当然額が増えてますんで、冒頭申し上げましたように、合併のときには約8億弱の数値だったと。ところが今では12億5,000万円、約1年に1億ずつ増えておると。この実態については本当の今のままのやり方でいいのかどうか、それから本当に市民の方々に理解をしていただける行政をすべきであるというふうな認識から、根本的に滞納検討委員会というのがございまして、やり方そのものを変えていこうということで今検討して実行に移しつつあるところでございます。

○木藤委員長 東委員。

○東委員 私も所管の委員会におりますので、その都度いろいろ聞いているんですけど、今日は決算なんでね、別ですから、あえて委員会は委員会として聞いているんですけども、そういったことで、今部長のお答えがありましたけども、この成果説明の17ページを見ればわかるんですけどね、この17ページの表を見る限りでは、宍粟市の将来は非常に危ないなというふうに言わざるを得ないと思うんですね。例えば、これは特別会計、企業会計にもなりますけども、水道の使用料、それから下水道の使用料、随分上がってますよね、数字が増えています。全体も冒頭部長が説明があったように、合併時は8億が今は12億になっているということで、将来が心配になってきていると思うんですね。だから、そういった意味で、決算ということで、こういう結果が出ているわけですから、やっぱりこれはきちり反省をしていただかなきゃいかんなど、このように思います。いかがですか。

○木藤委員長 答弁。清水企画総務部長。

○清水企画総務部長 このことにつきましても、決算の数値、いろんなよくなった、悪くなった、ありますが、冒頭申し上げました3点の課題の一つとして十分に真摯に受けとめて、この結果をもって今後考えていかなきゃならないという認識をしておりますので、また御指導なり御意見をお願いしたいと思います。

○木藤委員長 東委員。

○東委員 それでは、もう2点ほどですけれども、今日いただいた説明資料の12ページになるんですけれども、この12ページの基金の関係なんですけれども、基金の中で、12ページ、特別会計基金の中で、全部というわけにはいかないんですけれども、1点だけお聞きしますけれども、介護保険事業基金、これが21年、22年、そして23年と、これ単位が円ですから、3億7,000万から3億3,000万、そして23年が2億とこうなっています。さらに24年の見込みが1億6,000万と、こんな基金の状況になっているんですけれども、これについて、もし説明があれば、お聞きしたいと思うんですけれど。

○木藤委員長 答弁。坂根企画財政課長。

○坂根企画財政課長 特別会計の介護保険事業の基金が下がってきているということで、これにつきましては、介護保険事業計画のその部分との関連が非常に深いというふうに考えております。介護保険の事業を推進していく中では、あるいは介護サービスを受けない人をたくさん増やしていく、そのための事前の取り組み、そういったものも大切なのではないかなというところで、トータル的な事業の推進、介護サービスもそうなんです、それにサービスを受けないための事前の取り組み、そういったものも当然重要になってくるというところで、市のほうではそのトータル的なところでの事業推進、そういったところを図っていかないといけないということで今取り組んでおります。

この部分の基金を崩して介護保険事業会計の部分を買っているわけですから、当然最終的にはその基金というものを見越しながら、今後の介護保険料等々も含めてトータル的なところで判断をしていかないといけない、そんなふうに考えております。

○木藤委員長 東委員。

○東委員 そんなことだと思うんですよね。ですから、ちょっとバックしますけれども、さっきの滞納に関してもこの部分で200万円ほど増えてますよね、前年から。そんなこともあって、小さなことの積み重ねがこういう結果になるんじゃないかなと思うので、よろしくお聞きしたいと思います。

続いて、あと、やはりこの説明資料の20ページになるんですけれども、実質公債費比率の件でちょっとお聞きします。①からずっとあるんですが、⑦の一借のところ、一時借入金の利子のところなんですけれども、平成21年度、22年度、23年度と165万、300万、98万とこうなっていますけれど、これちょっと説明をお願いしたいんですけれど。

○木藤委員長 答弁。坂根企画財政課長。

○坂根企画財政課長 この一時借入金の利子というものにつきましては、当然その単年度会計の中で資金繰りが少し厳しいというときに借りるものというのは御承知のとおりなんです、その部分の一時借入金の利子を計上しております。

○東委員 変動の理由。

○坂根企画財政課長 この変動の理由につきましては、その年々の資金繰りの状況によって借り入れが必要であればというところで、借入額の差によるものであります。

○木藤委員長 東委員。

○東委員 じゃあ、最後に、同じ説明書の中の21ページですけども、将来負担比率の状況のところなんです、ずっと一覧表がありますけども、将来負担比率180.7%、これは当初何%、23年度目指していて、この結果になったのか、お聞きしたいなと思います。

○木藤委員長 答弁。坂根企画財政課長。

○坂根企画財政課長 具体的な目標数値というものについてははっきり申し上げたこともないんですが、これは標準財政規模に占める割合なんですけども、可能な限り将来の負担を下げていくという大きな目標、これについては議会の一般質問等々でも何回も御答弁させていただいているところなんです、我々としては早期に実質公債費比率も含めて下がるように、あるいはできるだけ将来に負担を残さない、そういった財政運営が必要だろうというところで、この部分については可能な限り下げていくという目標を持ちながら、これを進めているというところであります。

○木藤委員長 東委員。

○東委員 そうかもわかりませんが、この成果説明の冒頭、説明がありましたように、一応一般会計では実質収支額が7億9,000万で黒字となったと、こんな説明がありました。いわゆる黒字会計でしたということになるわけですけども、それは言葉上は非常にいいわけですけども、この21ページの表が現実ですよ。ですから、やっぱり企画総務部としてはやっぱり目標設定が必要なんじゃないかなと、こんなふうに思うんですけども、23年度のことですから、予算じゃないんで、決算なんで、もう終わってしまったことなんですけども、それは再度やっぱり考えるべきじゃないかなと思うんですけど、いかがですか。

○木藤委員長 答弁。清水企画総務部長。

○清水企画総務部長 当然、今の状況を見据えつつ、将来どうしていくのかというようなことはちゃんと考えないかんというふうに思います。今日も、その他の資料で

1枚物のこの将来負担比率の状況とか、実質負担比率の状況、平成33年までのが出てますね。先日、岡前議員さんから要請がございまして、議長と協議してお手元に配っているのがあると思います。ただ、ちょっと小まい字で書いておるんですが、前提条件をくどく書いております。あくまでも状況に変わりますんで、これが全てではないという前置きの上で、当然合併してから10年、27年のところについては将来負担比率、これが120とか150の数字を上げております。これは何を申し上げたいかといいますのは、標準財政規模、いわゆる能力ですね、それが150億程度あると。そのやっぱり1.5倍ぐらいまでは縮減したいという一つの目標は持っております。ただ、これでいいのではないと。将来交付税も減ってきてまして、標準財政規模も当然落ちてきます。ですんで、今のところ、33年では60というふうなすばらしい数字を上げておりますが、少なくとも100、これには近づける努力はしたいということで、表にバーンと出して言えるようなものじゃないんで、こういう言い方をしておりますけども、気持ちとしては、そういう目標を持って取り組んでおるということで御理解願いたいと思います。

○木藤委員長 東委員。

○東委員 部長の説明、課長の説明、よくわかりましたけども、何が言いたかったかという、決算なんで、さっきも言ったように、これだけの目標に設定しておりましたけども、こういう決算の結果でしたと、こういうような説明が欲しかったなということだったんです。はい、終わります。

○木藤委員長 ほかに質疑ございますか。

岡前委員。

○岡前委員 一つ、成果説明書の14ページのところに経常収支比率が出ておるんですけども、経常収支比率についても、ある意味大きな意味を持つ指標やと思うんですけど、それが今、全体で93.9%ということで、一応先ほど丁寧な資料をいただいて安心すべきなんかどうかというのは、あくまで一つの目安として見せていただいたらいいと思うんですけど、そういう意味においては経常収支比率、先ほど伊藤委員のほうから人件費の話もあつたんですけど、見方によっては、これから先、人件費について、人員の削減ということは余り考えなくても、概ねあの人員で、人数も出てましたけども、100名以上合併してから減っているというのが実態のようなんで、そういうことからいうと、これから先の公債費比率とか、そういう部分、また繰出金なんかについても下水道の繰出金や簡易水道の繰出金なんか概ね公債費に充てられる部分が多いとすれば、経常収支比率についても今は90何%でありますけども、

これが80%台、70になるというのは大変かなと思いますけども、80%前半ぐらいの数字には持っていけるかなというふうに思うんですけども、そんなに甘くないですか。

○木藤委員長 答弁。坂根企画財政課長。

○坂根企画財政課長 おっしゃるように、80%台という部分については、今後も目指していくということについては必要だというふうに思いながら、今は進めております。しかしながら、これまでの繰り出しの部分も含めて、なかなかそういうところになってない、実際には23年度、臨時財政対策債のことが下がってきたという影響、非常に国の制度の影響も受けやすいというところで、非常に苦慮しているところであります。今後においては例えば施設の集約、そういったことも含めて維持管理経費、そういったところも含めて取り組んでいかないと90%を切るというのは、なかなか非常に難しいのかなというふうに考えておりますので、トータル的なところでの削減に向けて取り組んでいかなければいけない、そんなふうには考えております。

○木藤委員長 岡前委員。

○岡前委員 いや、そういうふうに言われたら、何か宍粟市に夢も希望もないというふうな感じになるんですけど、やっぱり経常収支比率を一つは改善させることによって、やっぱりこれからもっと高齢化社会が進んでいく、いろんな福祉サービスを展開していかなければならないとか、国保税についても本当に支払うのが大変な域を越えているとかいうふうなことを考えた場合に、やっぱりいろんな意味で市独自の施策を展開していかなければならないというときに、やっぱり経常収支比率がある程度低くなって、市独自の施策に回せるお金がなかったら、何ぼ市としてやりたいと思ってもやれないわけで、そういう意味で先ほど言いましたように、将来負担率等を見せてもらったら、毎年一定の借れ入れをしつつもというふうな前提は当然入っているかなと思うんで、そういうことから言うと、償還額とか、あと企業会計への繰り入れなんかも含めて全体としては減っていく傾向にあるんで、そういうことから言うと、今、成果説明書の14ページに書いてある経常収支比率に占める公債費については22.8%とか、繰り出しが18.0%で、合わせたら約4割を占めておるんですよ。ですから、人件費については4分の1程度であるんで、やっぱり市役所の職員というのもやっぱり行政サービスを提供する意味においては大変大きな役割を占めているんで、あまりこれから先については人を減らすということではなしに、今までの償還のピークも過ぎというふうなことから言うと、経常収支比率そのものは下がっていくというふうには見れるわけでしょう。僕が言いましたように80%前

半にまで行くかどうかは別にして、85とかいう数字までぐらいにはここ2～3年で、少なくとも90%は切るのかなというふうな見通しは持っているかなと思うんですけども、それはあくまで見通しですから。

○木藤委員長 答弁。清水企画総務部長。

○清水企画総務部長 この経常収支比率、非常に我々が財政運営をする上で重要でございます。ただいまお話があったとおりです。この14ページ、特に見ていただきますと、人件費、物件費、維持補修とか、ずっと書いてありますね。たまたま扶助費というのがございますね。扶助費というのは、児童福祉とか、高齢福祉とか、そういうようなものが含んでおります。これ数字が22から23に減っております。これは実は減っておるわけではございません。国の児童手当の関係の制度がございまして、たまたまこうなっております。ですんで、今から最も注意しなければならんのは、公債費、これは今も落ちておりますが、公債費にかかわるこの将来負担比率とか、実質公債費比率、これはこのような格好で減額ができるというふうには思っております。ただ、この扶助費、いわゆる医療とか福祉とか、これは少子高齢化に基づきましてどんどんどんどん増えていくと。補助費もいろんな市民の方々の参画協働で、これも増えます。ということは、今おっしゃるようにトータルベースでは、なかなか90とか85というのは簡単にできるものではございません。そこで今どうしてもやらなければならないと思っておりますのは、どれもこれもじゃないですけども、いろんな市民の方々の御意見はございますが、やっぱり集約できる施設は集約していく、このことによって、その管理職員の減、それと電気代とか物件費の減、これをやっていかなければトータルの経常支出は減できないというふうに、これは正直思っております。

ですんで、当面、目標は90%を目標にしております。これもやっぱり27年、28年ごろに到達できればいいほうの数字ではないかなと。ずっと言いますように、分母は標準財政規模、交付税でございますので、それは恐らく増えません。そういうところからいけば、そういうことでほんまに気づけていかなあかんと。ただ、本当に将来的には85にしたいということは思っております。このことによりまして、そのときの市長等が独自の市民の方々の政策が取り入れられるのは、やはり85%程度の経常収支比率、これでないとも市民の方々の要望に応えるものはできないというふうに思っておりますので、今94という数字は非常に高いです。弾力性がございません。実質公債比率から将来負担比率はこういうことでやりたいと思っておりますが、そのほかの扶助費とか補助費、そういうようなものをやっぱり本当に見直していかなければ

ればならないというふうには思っていますので。

○木藤委員長 岡前委員。

○岡前委員 そこら辺ね、大変いろいろ工夫は必要やと思います。そういうことを踏まえて、こちらも一般質問なんかではいろんなサービスを増やせというふうなことばかり言うようになるので、そのあたりはやっぱり財政とのことも含めてしっかり勉強もしながらしたいと思います。

それと、しーたん通信の接続状況が出ておるんですけども、これにあわせて総務のほうでは資料なんか出ておったんで、見せていただいたんですけども、テレビであるとかインターネットの関係の資料の最新状況を知らせていただきたいと思うんです。これはもともとはまちづくり推進部であったときに、そこが企画推進というふうな格好で実際されて、今管理のほうで総務企画部というふうなことになっておると思うんですけども、今、しーたん通信だけを見ても、山崎の中心部についてはまだ7割台というふうなことになっております。これはアパート等があるからかなというふうなこともあるわけでありまして、それを差し引いたとしても、テレビであるとかインターネット、これらのことについては山崎中心部については、地上デジタルのアンテナが立つので、そういうふうなことは必要ではないんではないかとか、あとインターネットについてももうNTT光ファイバーによるインターネットが使えるので、そこまで整備の必要性があるのかどうか、そういうことも含めて議論した立場からいいますと、やっぱりこちらが心配したとおりになっておると思うんですよね。ですから、そのしーたん通信のためだけであれば、本当に光ケーブルを全家庭まで行き渡らせる必要があったのかどうか、そういうところをひとつきちっと検証もする必要があるかなと思いますので、テレビとインターネットについても、小学校区ごとにどういうふうになっているかという資料がありましたら、提出していただきたいと思うんですけど、委員長、いかがでしょうか。

○木藤委員長 答弁。垣尾企画総務部次長。

○垣尾企画総務部次長 しーたん通信、それからしーたんチャンネル、ウインクのサービスの最新の情報ということは、本日の資料では出ておりませんので、また後ほど出させていただきます。

今日、お配りしております説明資料の中で、51ページには、しーたん通信の加入状況ということで、若干古いんですが、6月26日現在の部分についてはつけさせていただいておりますので、直近の部分につきましては、後刻提出させていただきたいと思います。

○木藤委員長 岡前委員。

○岡前委員 それと、成果説明書の41ページに同じ光通信なんかの関係の費用がまとめてあるんですけども、これにはまだ工事費等が5,000万円とか入っておりますけども、概ねもう平年度ベースでの光ケーブル等々の管理委託料というのか、メンテナンスなんかも含めてと言うたら大体どの程度を見ておいたらいいんですか。

○木藤委員長 答弁。尾崎契約管理課長。

○尾崎契約管理課長 一応、先ほど申されました工事費につきましては、これ新規でありますとか、移設でありますとか、撤去とか、復旧とかいろいろございまして、特にこの前もあったんですけども、災害関係でケーブルが切れたとか、基本的には今まで見ておりますと、この程度の維持管理経費は必要かなということは思っています。ただし、年度とか、いろんな気象状況によりまして変動はあるかと思いません。

○岡前委員 大体1億をちょっと超えるような金額は毎年予算的には持つておく必要かあるということやね。はい、はい。

○木藤委員長 答弁。尾崎契約管理課長。

○尾崎契約管理課長 先ほどの御質問ですけど、基本的には維持管理は最低していかんだら管内広うございまして、どこでどういう事故が起こるかもわからないので、維持管理につきましては当然必要なんで、先ほど申しましたように、いろんな条件がございまして、最低はこの程度の経費は必要かと考えております。

○木藤委員長 岡前委員。

○岡前委員 さっきも滞納の関係が出ておったんですけども、滞納を全体として見ておられるのは、総務のほうでいいんですか。

○木藤委員長 答弁。清水企画総務部長。

○清水企画総務部長 はい、全体の調整については企画財政でやっておりますので、ここで御質問いただいたら結構でございます。

○木藤委員長 岡前委員。

○岡前委員 この前からいろいろと議論があると思うんですけども、税務課の職員に与えられておる権限と、そのほかのいろいろ家賃の滞納であるとか、保育料の滞納であるとか、そういうのを徴収しなければならない職員に与えられておる権限が当然違って、答弁もあったかと思うんですけども、個人情報取り扱いというのをどこまで共有できるかというのが一つのネックになっておると思うんですね、お互いに、情報を共有し合っているものかどうか、それが法的に許されておるかどうか

というふうなところがあって、そのあたりのところがひとつどうなっておるのかなというふうなところをお聞かせ願いたいとの、この後、水道部のほうに不納欠損について詳しい資料を出てきておるんですけども、監査委員の指摘にもあったんですけど、不納欠損の理由が居所不明というのが圧倒的に多いんですね。だから、そのあたりのところも結局情報をどこまで共有できるか。だから、恐らく例えば住民票を転出したら、転出先はわかると思うんですけども、でも、またその次転出されたらということで、住民票の移動があったら押さえていけるかなと思うんですけども、これらはもしかしたら住民票の移動が途中でとまっているケースかもしれませんけども、そのあたりのところがうまくいって、不納欠損が増える傾向にあるんで、その居所不明というところなんかがどういうふうにかバーできるのかなというのが一つの、全て居所不明になったら、税金から全ての滞納が不納欠損せざるを得なくなると思うんで、そこら辺はチーム的にどこまでできるのかなというのをちょっと教えていただきたいんですけど。

○木藤委員長 答弁。坂根企画財政課長。

○坂根企画財政課長 今御指摘の部分、非常に重要なことということで、我々もそのことに取り組んでおります。あったかと思うんですけども、情報の共有、そういったものを図っていかないといけない。ただ、御指摘いただいたように、公債権と私債権の間で情報を共有するということについては、総務省の見解の中では、それが今できない状況の通知が来ております。強制執行権のある公債権、その間の中では情報の共有ができるということで、今の取り組みとしては税務課の情報をベースにそれぞれの債権で活用するように、今データを作成をしております。今、公債権、その中にはできるんですが、私債権にどう情報を流していくか、今おっしゃっていただきましたように、居所不明というもので、こちらの部署では居所不明というふうにしているけども、こちらの部署では居所がわかっているというようなことがままあるというふうに考えておりますので、そのあたりの情報を共有できるように今進めています。ただ、課題は、公債権と私債権の間でどう共有ができるかと、法律に抵触しない範囲でどうできるかというところを今研究中であります。できるだけしていきたいという思いで今研究をしております。

○木藤委員長 岡前委員。

○岡前委員 その法的に住所の情報なんかというのは、恐らく税務課の職員なんかは強制的に調べられるんですよね、多分。そしたら、第1段階として、例えば市民課で転出したというふうな情報については、それは税務以外の家賃滞納やとか、そう

いう保育料滞納やとか、そういう部分の人が使おうと思っても、それは職員としては入手できるものでは今のところないわけやね。

○木藤委員長 答弁。坂根企画財政課長。

○坂根企画財政課長 公債権、例えば保育料とか公債権になりますんで、その部分では入手できるんですが、水道料金は民法上の私債権になりますんで、そちら等はできないというふうに今して進んでおるんですが、しかしながら、全て行政としてやっておりますんで、市長の命のもとにそれぞれの部分が債権回収に当たっているという部分で何とかならないかなというところの解釈の部分で、今できることがどこかにないかというところで研究をしている。税とそういう公共下水道料金であるとか、保育料、そういった部分では活用していこうというところで今情報の共有をしているという状況です。

○木藤委員長 岡前委員。

○岡前委員 それでね、この間もずっと滞納については議員さんもそれぞれいろいろ心配はされておると思うんです。そういうことから、僕らはごく単純にとにかく全員が共有して、1軒の家で市税も含めて何ぼ滞納があるから、それらを含めて全体として分割してもらったら、少しずつ減っていくんじゃないかみたいな単純な考えを持つんですけども、でも、今言われたように何が私債権であって、何が法的な債権になるか、市税が法的な債権になるとかいうことはわかるにしても、だから、一遍そこら辺、何かわかる資料でまとめていただいて、今、企画総務で取り組まれようとしている、その全体としての滞納対策というのは、どういうふうな組織で進められようとしているのかというふうなことも一遍まとめて、総務委員会のほうに報告されておるんかもしれませんが、総務委員会のほうでも報告していただいて、それで私たちも共通認識を持って、今後いろいろ提案も含めてできるようにしていったらなと思うんですけど、その点いかがでしょうか。

○木藤委員長 答弁。坂根企画財政課長。

○坂根企画財政課長 公債権、私債権の関係とか、滞納対策をどう考えているかという部分については、口頭では委員会の方でも御説明をしておるわけですが、資料も作成をしておりますんで、委員長さんと相談をしながら提出をしていきたいというふうに思います。

○木藤委員長 岡前委員。

○岡前委員 あと、監査委員の指摘事項の中で、先ほども出ておりましたけども、専門的な資格やとか技術をもっと取得してもらったらどうかというふうな指摘が企画

総務のところであるんですけども、それで合併する一つの大きな効果として、専門職員の採用ということがすごく言われていたんですよね。実際、今現在、専門職員というのがどの程度おられて、その専門職を生かせる職場にしっかり配置されておるのかどうかね。気になったのは、この前の職員募集なんかでも、社会福祉士の資格を持った人を半年だけ雇用するというような募集をされてますよね。だから、そういうこと、専門的な資格を持った人を半年雇用とか、保育士さんも募集されておりましたけども、そういうふうなことってというのが果たしてそれに応じてくれるような人があるのかどうかね。やっぱり社会福祉士の資格を持った人にしてみたら、ずっと福祉事務所とか、福祉関係の仕事ができる保障があるのであれば、入りたいなと思われるでしょうけども、でも人事異動で全然違う部署へ変わるというふうなことがあるとすれば、せっかく専門的な資格を持っているのに、生かされないというふうなことになると思いますよね。ですから、今現在、そういうふうなことがちゃんと資格を持った人を採用して、その人をその部署の専門家として、保健師なんかは当然そうなおると思うんですけども、それ以外の資格を持った方もそういうふうな扱いになっとるのかどうか、そのあたりどうですか。

○木藤委員長 答弁。前田総務課長。

○前田総務課長 失礼します。今、委員さんからありましたら社会福祉士なんですけども、今募集しておりますのは、正規職員の方で社会福祉士の資格を持っている方が女性の職員で、今度育休に入られるんです。その育休の代替としての期間になりますんで、今臨時職員として募集しているところなんです。それで、社会福祉士につきましては、市になってから、今言われましたように、専門的な職員を採用するという中で、社会福祉士は特に募集をしております。そして、その資格を持った方につきましては、生活保護のどこ、それから病院の連携室、そういう資格が必要なところに全て配置しておりますんで、その方が全然違う部署に配置しているというふうなことは今のところありません。

○木藤委員長 質疑中ですが、10時40分まで暫時休憩をいたします。

午前10時30分休憩

---

午前10時40分再開

○木藤委員長 それでは、休憩を解き、委員会を再開します。

質疑を続けます。

岡前委員。

○岡前委員 すみません。あと、3点ほどだけちょっとお聞きしたいんですが、一つは、23年度に限ったことではないんですけども、この間、開札結果をずっとできるだけ見るようにしてるんですけども、その中で気になるのが、設計監理委託料なんかの委託料という格好で入札されるのが、最低制限価格は設けてないものだから、すごい予定価格の2分の1とか、場合によっては3分の1ぐらいで落札されておって、これで果たして人件費が出るのかなというふうな入札を特に委託料の関係ではよく見かけるんですけども、そのあたりはどんなんですかね、少なくとも最低賃金は当然クリアはしなければならないんですけども、設計であれば、それぞれ技術を持った人なんで、会社がこれだけで受けれるという数字で取ったんや言うたらそれまでなんですけども、でも、あまりにも予定価格と比較して極端な入札が、特に委託料については目立つように思うんですけども、そこら辺はどうですか。

○木藤委員長 答弁を求めます。

尾崎契約管理課長。

○尾崎契約管理課長 委託料の関係でございますけども、委託を積算するのに当然基準値がございまして、橋梁であったり、道路であったり、詳細設計というようにいろんな歩掛かかりといたしますか、基準に基づいて積算はしております。先ほど言われましたように、実際開いてみれば、かなり低いとかいうことがあるんですけども、今、業者のほうの考え方はちょっとよくわからんですけども、市としましては適正な設計基準に基づいて設計したと。それに基づいて入札をかけたら、低くなったという現状はあるんですけども、それは企業努力であったり、そういうことでかなり低価格で入ってきとんではないかなという考え方でおるんですけども、先ほど申されましたように、最低制限価格につきましては、一応成果として、道路やったら道路という成果が出るんですけども、あくまでも設計であるんで、紙とかデータの積算なんで、その辺を考えましたら、人件費と技術力というような内容になるかと思うんで、最低制限のことは今はちょっと設けてないんですけども、結果としてはそういう結果になっております。

○木藤委員長 岡前委員。

○岡前委員 そこら辺、今後の課題やと思いますので、また考えたいと思います。

それと、決算書の雑入のところで、し尿券の不正問題に係る任意賠償金が23年度も入ってきておるんですけども、これについては何人分というふうなところやとか、一応今後24年度についても入ってくる予定とかいうふうなことに、当初分割で何ぼ何ぼ払いますみたいな約束ができておる人があるのかどうか、そんな感じの人もある

ったんかなと思うたりしたんですけども、当初は多分22年度で終わりなのかなと思っておったら、23年度もよく見ておりましたら入ってきてましたんで、そのあたりは所管は違うのか、つかんでおられるのか、そのあたりいかがでしょうか。

○木藤委員長 答弁を求めます。

前田総務課長。

○前田総務課長 失礼します。これにつきましては、22年度に請求をお願いということで、あくまでも任意での弁済をお願いするというところで依頼していたところで、御承知のように22年度につきましては270万ぐらいが入っておって、それについて、今度逆に4月以降に入ったということで23年度のほうで金額として111万2,000円が入っております。それであくまでも、これ任意で募集しておりますんで、その人数とかいうのは検証委員会が出された範囲の方で、今、一応あくまでもこちらが推定できる範囲でお願いしているということなんで、具体的なんは前回の委員会のごときにも申しましたように、報告いうのはこらえてもらいたいと思います。

○木藤委員長 岡前委員。

○岡前委員 はい、わかりました。それで、さっきの続きのところで、一つ忘れておったんですけども、今宍粟市の職員で資格とか専門的な、資格言うても国家資格から行政職で何年おったら申請したら与えられる資格とか、いろいろあると思うんですけども、そういうことでもしつかんでおられるのであれば、どういう専門的な資格を持った人が何人おられるとかいうふうなことの一覧、監査委員が指摘されておることなんで、監査委員のほうは、そういう資格をもっと取れる機会をつくりなさいよということなんですけど、ということは、そういう資格を持った人が少ないかなということの裏返しかなと思うんで、もしつかんでおられるのであれば、そういうふうな資料も一度出して、そういう専門的な資格を持った方が、その資格を生かせるような仕事のところに配置されているのかどうかね、それこそ仕事の能率とか効率化という部分でも違ってくると思うんで、そのあたりの資料はできますかね。

○木藤委員長 答弁を求めます。

前田総務課長。

○前田総務課長 あくまでもこれは資格をうちで取らせたやつで、個人的に取っている者がほとんどなんで、一回は職員任意で一遍調査したものがああります。そこで把握しているものでございましたら、また委員長と相談して提出をさせていただきたいと思います。

○木藤委員長 岡前委員。

○岡前委員 あとちょっと2点お聞きいたします。

一つは、ホームページの管理については企画総務が担当しとってんやね。この間、9月は防災月間でもあって、いろんな都市部のほうで避難情報を携帯電話に入れてというふうなことをニュースで見られたかと思うんですけども、携帯電話にそういうのが入って、何か詳しくは市のホームページを見てくださいと、大阪やったかなと思うんですけども、そしたら、結局、大阪ぐらいの人口はすごい多いですから、どれぐらいのサーバーを使っとってんや、全然想像もつかんのですけども、ホームページへというふうな指示になっておるものですから、たくさんの方が市役所のホームページに集中して、結局情報が得られなかったというふうなことがあったというふうなことがあるんで、それは宍粟市についても同じやと思うんですね。今現在は河川のライブ映像とかっていうふうなことも見られるということになってますけども、いざ大雨が降ったとしたら、絶対アクセスは集中するんですよ。議会でも、この前、議会のインターネット中継を始めるに当たって、何人ぐらいまで見ているかというたら、そんなに対したことなかったんですよ。何十人までしか見れなかったというふうなことがあるんで、そのあたりの対応ということも、防災の関係になるとしても、でもホームページを管理されておるんが企画総務のほうであったら、そちらのほうで容量を大きくしなければ話にならないことなんで、そのあたりの対策も考えておられるのかなと思ひまして、その点どうですか。

○木藤委員長 答弁を求めます。

世良秘書広報課長。

○世良秘書広報課長 失礼をいたします。先ほどの御質問ですが、まず、ホームページにつきましては、以前議会中継の途中でサーバーの容量が十分でないということ、アクセスが集中したときに見ることができないというような事態が発生しております。それ以降、業者との契約等を見直しまして、サーバーの容量を増やしまして、今、そういう事態が発生したことはこれまでの間ございません。

それにつきましては、実際、じゃあ何件のアクセスまで対応できるのかというのは、これはいろんな専門家にも聞いてみておるんですけども、そのときのアップしておる情報、そこに集中しているアクセスの件数とかで一概には言えないということなんですけども、現状ではこれまでそのような事態も発生しておりませんし、今回の河川情報のアップにつきましても、今のところ問題なく推移しておりますので、大丈夫ではないかなというふうには考えております。

その避難所等の情報のアップ、それに対するアクセスについてですが、ホームペ

ージにどういうふうな、そういう防災情報をアップするかというのは、これは消防防災課のほうの所管になりますので、それを原課のほうから挙げてきたものを、私どものほうでホームページアップを最終的に許可をしまして挙げていきますが、今のところ新しい防災計画の中でそのあたりもどういうふうにするのかというのは検討されておるようですので、そのあたりの推移を見たいと思っております。

○木藤委員長 岡前委員。

○岡前委員 最後なんですけど、今日資料として提出されておる12ページの基金残高の見込みで、土地開発基金のところ、土地価格ということで24年度基金残高の見込みで3億8,436万円というのがあって、決算書の340ページには、その土地開発基金で実際不動産としてこれだけ持ってますというのが、土地の地目が別に書かれておるんですけども、私の感覚で土地で3億8,000万円の価値っていうたら、相当な土地かなと思うんですけども、主なものでいいですので、市の所有されておる土地で大きなもの、価値の高いものですね、というふうなことが、もしある程度わかるのであれば、お示し願えたらと思うんですけど。

○木藤委員長 答弁を求めます。

坂根企画財政課長。

○坂根企画財政課長 後ほどまた、今ちょっと資料を持ち合わせていないという部分がありますので。寄附をいただいた土地でありますとか、あるいは旧町から持っている財産、そういったものを寄せ集めた部分がこの3億何千万ということになっています。今資料を持ち合わせてませんので、主なものというふうに言われますと、そういう財産、遊休地も含めて市の財産として持っている。元へ、基金のほうで先行取得したものについて持っている。例えば河川の改修に先行して土地を買うとか、そういったものが中心になっています。

○木藤委員長 岡前委員。

○岡前委員 いや、ざっと言えば、例えば売ったら1億とか2億になるような土地があるということではないわけやね。だから、全体としていろいろ山林とかも合わせて換金いうか、標準的な価格を合算したらこうなりますよという、そういう金額やね。

○木藤委員長 答弁を求めます。

清水企画総務部長。

○清水企画総務部長 この資料の12ページに書いております3億8,400万円の金額は土地開発基金の現金で買収したときの価格、これを金額で上げております。3万

3,000平米の土地を3億8,400万円買ったという意味でございます。したがって、貨幣価値とか土地の価格が上下をしている関係で、この価格で売れるのかどうか、それは若干疑問があります。もっと高く売れる場合もございますので、いずれにしても河川改修用地がございましたら、国交省がこれ以上の価格で買うのか、地価が変動すれば若干安く代行買収してくれるのか、その辺は疑問はございますが、一応価値と見ていただいたら結構やと思います。これだけの土地の価値があると、その土地がここに土地で持つておるという意味でございますので、はい。目的別にざっと固有名詞は出せないにしても、河川改修用地とか、その辺については財政課長が言いましたように資料を簡単なものにまとめまして、委員長と協議の上、提出をしたいと思っております。

○木藤委員長 岡前委員。

○岡前委員 ちょっと確認だけさせてもらいたいんですけど、決算書の340ページに土地開発基金という項目があって、その不動産の土地がありますよね。要は、これだけの土地の評価額がその3億8,000万というふうに見たらいいのか。今、取得した価格がどうのこうのと言われた。

○木藤委員長 清水企画総務部長。

○清水企画総務部長 もう少し詳しく言いますと、340ページね、これ3万3,552.65平米、これは平米合っておるでしょう。このうちで代行先行買収したのが山林の地目の部分が257平米ですよと。その平米を書いております。その買収した価格がトータルしたら3億8,000万円ですよという意味ですんで、そのままの現金と土地がここにあらわれておると。現金は利息の部分が若干違いますけども、ここに書いておるように8,100万ほどがそこに合う数字がそこに書いておるということでございます。23年度はぴったり合うておる額、現金の額ね。ですんで、3万3,552平米の土地が金額に換算しますと、買収したときの価格は3億8,400万円ですよという意味でございます。

○木藤委員長 よろしいか。ほかに質疑ございますか。

大上委員。

○大上委員 それでは、職員研修について、1点だけお尋ねしたいと思っております。

成果説明書の39ページに、職員研修事業ということでありまして、先ほども説明がありましたが、このことにつきまして一問一答でお尋ねしたいと思っております。

この中や先ほどの説明を聞きますと、それからまたこれを見せていただきますと、予算あるいはまた研修の計画内容、研修の内容などはほとんど昨年とあまり変わっ

てないんじゃないかなと、参加人員も含めてでございますけども、思います。

それで、この一番下の効果のところの中ほどに、計画どおり受講でき、資質等の向上が図れたというふうに書かれてあるんですけども、どのようなことから、その成果の判断をされているのかなということ、まず1点目にお尋ねしたいなと思うんですけど。

○木藤委員長 答弁を求めます。

前田総務課長。

○前田総務課長 失礼します。この研修につきまして、まず市単独研修のほうが一番参加者が多いんですけども、これにつきましては、研修のために職員アンケートを全てとっております。そして、その中で研修の効果というのは自己申告、あくまでも本人申告にはなるんですけども、そういうところで成果としては、今回の研修について効果がどのようにあったかというものをとっておりますので、そのアンケートに基づいての一応把握はしております。

○木藤委員長 大上委員。

○大上委員 ちょっと私の思っておることと違うんかもわからないんですけども、研修の効果というのは、研修をやって、市民が判断したりするのが効果じゃないかと思うんですよ。職員の資質が上がったとかね。そういう意味で、今言われたのは、この研修項目がよかったかどうかというようなアンケートをとっての判断というふうな感じだったかなと思うんですけど、そこらあたりはどうですかね。

○木藤委員長 答弁を求めます。

前田総務課長。

○前田総務課長 今言われたとおり、とりあえず職員アンケートにつきましては、今委員さんが言われた職員が捉えた考え方だと思います。それで、今指摘がありました市民の方からの声のほうにつきましては、市民課の窓口のところには一応市民の声、アンケート、接遇とかそういう関係につきましては、自由に記載してもらったらいいということで、アンケート用紙を入れております。それにつきましては今のところ苦情があった件数というのがそんなに入ってない。わざわざよっぽどじゃない限りは苦情というのは入れられないんですけども、それについては入れられていない。それから、この間は大変よくできておりますというようなお褒めのアンケート、そういう回答用紙等も入ってございましたので、そういうことでは少しは成果が見えているのかなと思っております。

○木藤委員長 大上委員。

○大上委員 議会のほうも御存じのように、昨年から政務調査費というようなものが支給されるようになりまして、そして議員の資質の向上とか倫理の向上を目指して、公費で研修会などに参加させてやろうということになっておるわけで、その効果についてなどは、これから住民の皆さんから厳しいチェックなどがあるかと思うんですけれども。私思いますのに、職員研修も全くこれは政務調査費と同じようなものじゃないかなと、多少違いますけれども、思いますので、単に研修したというだけではなし、その効果をきっちりつかむというんですか、評価してきちっとしておかなければ厳しい指摘があれへんかなと思いますので、その点よろしくお願ひしたいと思います。

私、思いますのに、今のことに関連してですけど、新人研修とか、あるいはまた中堅研修、また幹部職員の研修とかいろいろあったり、それから専門研修があったりします。そういった研修も非常に大切でございまして、それ以上に私自身思っておりますのは、一番大切なのは接遇研修じゃないかなと。直接住民の皆さんに接することによってございまして、そういったことに一番力を入れないかんのん違ふかなと常々思うとんですけれども、今、この効果のところを見せていただきますと、指導者育成の意味から人事院による指導者認定資格などを取らせることができたというふうにあります、これはもう少し具体的にどのようなことなのか。また、その資格を取られた方が講師のようなことになって職員の研修をされておるのか。されておるんだったら、今年はどうぐらい資格を取られた方でやられたか、そこらあたり少し聞かせていただきたいと思ひます。

○木藤委員長 答弁を求めます。

前田総務課長。

○前田総務課長 これは、兵庫県の自治研修所が人事院とかが持っていますプログラムに基づきまして2泊3日倫理研修また接遇の指導者の育成の研修を行っております。それにつきましては、自治研修所がやっておりますので、宍粟市からそんなに多くの方を行かせるというわけにはいきませんので、倫理研修の指導者研修、それから接遇の指導者研修、1名ずつ毎年参加させております。そして、その指導研修を受けた者による、今度職員を対象に研修をさせていただきます。いうのは、やっぱり研修を受けるだけではやっぱり身につけませんので、やはり自分が、受けた者が講師となって職員に教えるということによりまして、実際その講師となった者につきましても余計身につくということを考えております。

それからまた、こういう接遇研修につきましては、そういう単独の費用、自治研

修所ではやっぱりそういう受け入れる人数というのが限られておりますので、やっぱりこういう指導者を育成することによって、市独自となりますと、実際その講師の謝金とか、そういうお金、費用にはかからないということで、やっぱり経費的にも助かるということで、そういう指導者を毎年2人ずつ倫理・行為1人ずつなんですけども、そういうものを活用しながら、去年と今年は係長を対象に接遇研修をやっております。その係長が今度帰って、その自分の部下等にそういう研修で学んだことを広めるというようなことを主眼にやっております。

以上でございます。

○木藤委員長 大上委員。

○大上委員 ありがとうございます。このことにつきましては、何ぼか理解させていただいたんですけども、この資格をとられたというんですか、講習を受けて帰ってこられております職員は、今宍粟市に何名ぐらいおられるんですか。

○木藤委員長 答弁を求めます。

前田総務課長。

○前田総務課長 6年たってますんで、接遇で6人、それから公務員倫理で6人はその指導者の資格をとらせております。

○木藤委員長 大上委員。

○大上委員 是非研修所に行ったり、他の事業所に行って研修を受けるなどということはいいことですが、なかなかやりにくいことだろうと思いますんで、職員の方でそういう資格をとって、内部で研修をしていくということは非常にいいことだと思いますんで、今後続けてやっていただいて、接遇の強化に努めていただきたいなと思います。

貴重な時間でちょっと時間にとって悪いですけども、余談みたいなことになるんですが、私、先日、あるゴルフ場にゴルフに行ったんですが、行ったら、受付のところに女子職員の方が2人おられて、今まででしたら、昔はペーパーに受付に行って自分の住所や名前を書いて申し込みよったんですけども、ここ1年ほど前からカードになっておりまして、カードを出すと、もうそれで何もサインせえでも、受け付けが済むようになってんですけども。先日行ったときに、そのつもりでカードを出したら、若い女子職員だったんですけども、こちらの紙に住所と氏名を書いてくださいということだったんで、私、カード出してこれであかんのんですかって尋ねましたら、あきませんので署名してください、生年月日もきちっと書いてくださいというふうなことで書かされてしたんです。そこのゴルフ場が発行しておる、今言いま

すようなカードを持って示しておるのに、そういうことを言われてサインしてゴルフをしたんですけど、午前中ちょっと気分悪かってスコア悪かったんです。昼、食事するときに、今度はその食堂におられる女子職員の方が来られて、今日は暑いですねえ言うて、今日みたいに暑いで冷たいものを飲まれたらおいしいですよというような感じで接遇して下さったんで、ものすごく気分ようして、冷たいものもよばれたりして、昼からスコアが午前中より10点ほどよかったんです。ですから、昼までは、もう二度とこんなところへ来るまい思ったりして、ほかのゴルフ場に行こうかなと思ったりするほど気分壊しておったんですけども、午後すっかり機嫌が直って、まあ成績もよかって喜んだんですけど。そのときに、本当に接遇というこのは大事やなど。1人の女子職員の接し方によってお客さんが逃げてしまうようなこともあろうかと思えますので。そういったことから、この市役所の職員の方も我々も含めてですけども、市民の皆さんの接し方というものは気づけて接しなあかなと。極端な言い方しますと、接遇によって職員の給与が、こんな立派な職員ばかりやったら、もう給料どんどん上げてやるぞとか、あるいはまた、おまえら税金で養うてやっとなじゃというような感じで思っと思ったけども、税金もどんどん滞納せんと納めるぞとかいうふうなことに繋がっていくんじゃないかなと思えますんで、この職員研修がマンネリ化しないように、ひとつ大変大事なことでないかと思えますんで、そういったことで取り組んでいただきたいなということをお願いしておきたいと思えます。

○木藤委員長 答弁要りますか。

○大上委員 部長の答弁がもらえたらと。

○木藤委員長 答弁。清水企画総務部長。

○清水企画総務部長 今おっしゃったように本当に最初の対応、これは全てと言っていいと思っております。トラブルが起きるのも最初の対応がほとんどでございます。今おっしゃったとおりに肝に銘じまして続けていきたいと思えます。

○木藤委員長 ほかに。

山下委員。

○山下委員 この主要な施策の成果説明書の中の15ページの市債の状況について、お尋ねしたいんですけど。市債の合計720億ということで、それで特別会計が304億で、この中の多いものが下水道事業特別会計が167億ということになっているんですけども、一般会計の334億というのは、これ内訳どうなっているのかなと思いたして、多いものはどんなものがあるのか教えていただきたいのと、それと、あと、こ

の市債の720億のうち将来的に交付税に算入されて、それで返ってくるのはどのぐらいで、実際の市の借金は幾らぐらいになるのか、それだけ教えてください。

○木藤委員長 答弁を求めます。

坂根企画財政課長。

○坂根企画財政課長 起債の関係でありますけども、一般会計における起債につきましては、特に起債の種類で言いますと、過疎債であるとか、あるいは合併特例債、そういったものを中心に、今現状につきましては、今日事前に配付をさせていただいております資料の15ページ、これは起債の元利償還金に係る財源調べという部分でしております。こういった起債の、これは特別会計も含めて全て記載をしておりますが、こういう内訳で一番左側に22年度の残高を記載をしております。特に、教育関係とか、あるいは単独、そういったものが大きなウェートを占めているのかと。この表につきましては、23年度に元利償還金の返済をした分、その内訳を記載をして、その右側に23年度末の残高、そういう表になっています。理論上の財源がどうなっているのかというのが、その表の右側にあります。基本的には地方交付税で見られるのが、そのちょうど中央あたり、例えば公共事業債でありますと、1億1,700万円、去年は元利償還をしておるわけですが、そのうち特定財源は640万余り、それから地方交付税に算入されたもの、基準財政需要額に算入された額が理論上の計算であります6,400万、税等の一般財源で充てたものが4,600万というところで、構成比としてはそちらの一番下の総計のところ44.4%と、交付税算入につきましては今現在そういうことになっている。ただ、今書いておるのが合併特例債がったり過疎債、算入率が非常にいいものを努めて書いておりますので、今後においてはこの算入のパーセンテージは上がってくるのではないかなと、そんなふうに考えております。

○木藤委員長 山下委員。

○山下委員 今度、その隣の14ページのここの経常収支比率のところ、外出支援サービスの拡充ってあるんですけども、これについてももう少し詳しく説明してもらいたいんです。サービスの中身自体が改善されてないままなんですけれども、非常に外出支援サービスにかかる費用が増えてきているということで、その辺もう少し何とかサービスの中身の改善によって外出支援サービスの金額が増えてくるというのなら納得いくんですけども、そうではないような状況なので、その辺のところを、福祉関係かもしれないんですけども、説明できるところで説明していただきたいと思います。

○木藤委員長 答弁を求めます。

坂根企画財政課長。

○坂根企画財政課長 成果説明書の14ページの一番上の説明欄にあります外出支援サービスの拡充という部分について、この拡充という言葉がどうなのかということはありませんが、昨年から外出支援サービスの算入事業者、これの拡充を図ってきました。このために非常に市民の皆さんには利用しやすい環境が整いつつあるというところで拡充という形で表現をさせていただいています。

拡充をさせていただいたことによって、利用者の利用しやすい環境が整ってきたというところで、費用のほうも膨らんできているというのが実態でございます。詳しくは健康福祉部のほうでお尋ねをいただければなど、そんなふうに思います。

○木藤委員長 ほかにございますか。

西本委員。

○西本委員 ちょっとお聞きしたいと思います。主な成果説明書の13ページの財政運営の状況の指数なんですけども、実質公債費比率が非常に改善してきているという話でお聞きしているんですけども、詳しくはわからないんですけど、財政力指数というのがございます。財政力指数が22年度が0.387であったのが、23年度は0.375というふうになってきてますけども、これは数字が下がるほど厳しいといたしますか、状況だと思うんですけども、全体いろいろ努力されて、借金とか減らしながら財政力指数が下がるという状況はどういう状況なんでしょうか。

○木藤委員長 答弁を求めます。

坂根企画財政課長。

○坂根企画財政課長 13ページの指数比率等の積算方法等のところにも記載をしておりますように、ここでの算定の段階での基準財政収入額を需要額で割った数字の3カ年平均というのが財政力指数になってきます。この部分につきましては、高いほど当然いいわけで、宍粟市については若干下がってきているというのは、交付税制度の中でその分母の部分の変動してきているということもありますし、税のことも影響してくるというところでもあります。基本的には、これを上げていくというのはなかなか我々の段階で難しいわけなんですけども、少し説明が難しいんですけども、基準財政収入額と需要額が決まった段階で決まってしまうので、何とも言えないというところでもあります。

○木藤委員長 西本委員。

○西本委員 全然詳しいことは僕はわからないんですけども、これは全体的に改善に

向かっている中での状況なんでしょうか。

○木藤委員長 答弁を求めます。

坂根企画財政課長。

○坂根企画財政課長 改善になっているということではないと思っています。基本的に宍粟市の税収が上がれば、当然財政力が上がってくるということですので、例えば企業誘致とか、そういう特別なものがあって、税収が上がってくるとなりますと、それから収入もそうですが、上がってくると当然財政力指数というのは上がってくると。ただ、今の状況で税の部分が伸び悩んでいると、あるいは画期的に改善されるということはなかなか見込みづらい部分がありますので、このあたりについてはこのような数値で推移するのかなと、そういうふうに考えています。

○木藤委員長 西本委員。

○西本委員 続きまして、成果説明書の35ページの行政懇談会のところでございますけれども、いわゆる目標値が1,500名に対して今回参加が890名ということで報告あるんですけども、この目標に対して約半分ぐらいということなんですけど、この状況は何かあるんでしょうか。

○木藤委員長 答弁を求めます。

世良秘書広報課長。

○世良秘書広報課長 失礼いたします。この行政懇談会につきましてですが、行政懇談会は宍粟市発足した年、平成17年度から行っております。平成17年度につきましては1,484人の参加をいただいております。その当時は、開催会場を小学校区17会場としておりましたが、平成21年度から中学校区8会場に減らしております。その年に前年度比350人の減少という結果になっておりました。これだけを見ますと大きく減っておるようなのですが、1会場当たりの出席数というのは、当初の平均74名から現在115名と、1会場当たりでは約40名増えております。

この参加者が減少しております原因を検証してみますと、行政からの一方的な報告が多いとか、意見交換が十分できないといった意見も伺っております。こうした御意見に応えられますように、平成19年度からはテーマを設定した講座や意見交換ができるふれあいミーティングというのを開催しまして、こちら平成19年度は1,159名の参加、以降若干の増減はございますが、22年度は1,277名、23年度は1,907名となっております。

市としましては、行政施策全般について懇談を行う行政懇談会、それから個別のテーマを設定して行うふれあいミーティング、この二つを行いながら、全体的な参

加者が増えるように、このように考えております。

また、今年度の行政懇談会につきましては、市からの一方的な報告の時間をもう少し減らして、参加者からの御意見を伺える時間を増やすようにしたいと、このように考えております。

ということで、この1,500名といたしますのは、平成17年当初の参加者数を見込んで目標設定をしておりますので、この目標設定をもう少し見直す必要があるのかなと、このようにも考えております。

以上です。

○木藤委員長 西本委員。

○西本委員 一応22年度の数字がわかれば教えてほしいんですけど、今聞きたいことに答弁していただきたいんですけども、やっぱり行政懇談会に参加しますと、行政側の話が結構長くて、非常に市民との懇談という部分では非常にできてないんじゃないかという意味で、さっきも言うてもらったんですけど、ふれあいミーティングのほうで絞ってやっているということで、そういう方向性はいんじゃないかなと思うんですけど、1,500を設定した根拠が何なのかなと思ったので聞きましたけども、もし前年度、22年度のがわかれば教えてもらえますか。

○木藤委員長 答弁を求めます。

世良秘書広報課長。

○世良秘書広報課長 本日お配りをしております資料の1ページを御覧いただきましたら、平成17年度からの行政懇談会への参加者数の推移をここに掲げております。先ほど申し上げましたように、平成17年度1,484名から平成23年度が890名ということで、大きく減っております。詳細につきましては、先ほど御説明申し上げたとおりです。

○木藤委員長 西本委員。

○西本委員 大変失礼しました。それから、成果説明書の37ページなんですけども、先ほども岡前委員が質問されていたことなんですけども、僕は、しそうチャンネルのほうをちょっと確認したいんですけども、しそうチャンネルが結果的に6,580軒、これなってますけども、ある人と話をしている段階で、議会も今度テレビ放映されるんですよという話をして説明している段階で、しそうチャンネルって何っていう形で聞いてくるんですよ。たまたまそこは城下地区で、しそうチャンネルを受信してない、もう普通のあれでできるところなんですけども、そういった意味で6,580軒、今後はどういう方向性、そら全家庭という意味で、いろんな意味で必要

だとは思いますが、これはある意味限界があるんじゃないかなというふうに感じたんですけども、その辺どないでしょうかね。

○木藤委員長 答弁を求めます。

世良秘書広報課長。

○世良秘書広報課長 しそうチャンネル、今後どのように展開をしていくのかというような御質問かと思えます。おっしゃっていただいておりますように、しそうチャンネルの加入につきましては、民放が視聴できる世帯につきましては加入率が非常に低いという、こういう現状になっております。そういう中でやはり市からのいろんな情報、そういったものを市民の方にお届けできるようには認知していただく必要があるということで、しそうチャンネルについての御紹介は広報等いろんな機会を通じて行っております。それから、もう1点は、今、重点的に考えておりますのは、この9月から放送を開始しました河川情報はもちろんなんですが、地域の情報をできるだけお届けすることによって、しそうチャンネルを認知していただく、また、なじんでいただくというようなことで、この山崎地区あるいは城下地区におけるいろんな行事などを番組としまして流す、そういう中でほかの地域で御覧いただいて、ああ、敷いたら、これを見ることによっておもしろいな、興味が持てるなというような市民の方のそういう気持ちを持っていただくことがいいんじゃないかというようなことで、職員ともども協議をしながら、最近はそのような番組の充実に向けて取り組みを進めておるところです。そういう地道な取り組みによるしかないのかなというように思いも持っております。

以上です。

○木藤委員長 西本委員。

○西本委員 そういう意味で、ここから先は非常に厳しい道というふうに感じるんですけども、せっかくやりかけたんでね、全地域に根を張るような形にしてほしいんですけども、そういう意味では情報の伝達、いろんな方法があると思いますので、また工夫しながら地道にお願いしたいと思います。

以上です。

○木藤委員長 小林委員。

○小林委員 入札について御質問をしたいと思います。

この23年度の決算とは関係がないことはない、少しこの予算が教育部のほうに入っております、山崎小学校の校舎建設の入札についてですけども、市のほうから地元業者にどういうふうな指導をされておるのかいうのを先にお聞きしたいと思

ます。これまでもランク決めとか、そういうことでお聞きしたと思うんですが。

○木藤委員長 小林委員、山崎小学校の入札は24年度事業になつとんで。

○小林委員 入札のことにに関して聞きよるんですよ。これ例えば山崎のことを出して  
おるんです。よろしいか。

○木藤委員長 はい、どうぞ。

○小林委員 入札の指導について、地元業者にどういうふうな指導をしておるのか、  
先に聞きます。

○木藤委員長 答弁を求めます。

清水企画総務部長。

○清水企画総務部長 まず地元業者の方については、やはり地元のことは地元でやっ  
ていただきたい。そのためには市のことも考えて、技術力の向上とか施工能力の向  
上を図っていただきたいというふうにお願いをいたしております。

○木藤委員長 小林委員。

○小林委員 この庁舎を建てる時でもね、いわゆる市の業者では点数が足りないとい  
か、そういう形でJ Vを組まない、企業体を組まないとできないというふうに聞  
いておりますよね。そこで例え話でこの山崎小学校なんかのいわゆる金額について  
でも、どういうふうな形で点数が足りないからJ Vになったのかというのを例えて  
この山崎小学校を出しておるんです。

○木藤委員長 答弁を求めます。

清水企画総務部長。

○清水企画総務部長 ちょっと私が理解が多分できてないんですけども、市から地元  
業者にどんな指導をしとんかという御質問にさっき言うたんですけども、地元業者  
に対して市はどんな配慮をしとんかという意味でよろしいんですか。

再度答えます。地元の業者さんにつきましては、冒頭から言いましたように、市  
の事業で地元の業者さんがしていただくことは全て地元の業者さんをお願いする  
という大きな前提を持っております。したがって、大きな事業も含めまして地元  
業者ができるものは地元業者と。ただ、やっぱり能力もございます。全然能力のな  
い業者さんに大きな工事を発注して、やっぱり完成がうまくいかないという懸念は  
払拭しなければなりませんので、能力に応じた、いわゆる資格に応じた発注とい  
うのは心がけると。それから、もう1点は、地元の業者さんとの随契に近いような  
ことはやっぱり避けたいと。一般から見ても競争性はあったと。いわゆる適正な競争  
をされて、努力をされたという前提でやっておるということでございます。したが

いまして、今回の例えばの話で山崎小学校のJVもほかの大きな会社よりも経営審査点数、これが低くても入れるような状況、また建築のAランクの方は何かの格好で参加がしていただける格好、これをとったのが今回の入札でございまして、市内業者さんが参加できる機会をあらゆる角度で捉えて、市が完成の担保ができる状態での競争性を確保した入札制度にいたしております。

○木藤委員長 小林委員。

○小林委員 それで市外業者がいわゆる来られて、そういうときにも、できれば下請に出ることもあると思うんです。また、材料を支給せないかんということもあろうかと思うんです。そういうような形で、できるだけ市内で調達をし、市内業者を使ってくれというふうな指導をされとんですか。

○木藤委員長 答弁を求めます。

清水企画総務部長。

○清水企画総務部長 契約後については、当然できるだけ人の雇用とか、それから例えば生コンとか、材料とか、それから事務用品に至りますまで可能な限り市内での調達依頼はいたしております。

○木藤委員長 小林委員。

○小林委員 それはいわゆる指導だけであって、できれば行政の中でいわゆるプロジェクトチームでこういうようなことをしたらいいんじゃないかな、こういうようなことで進めたらいいんじゃないかなというようなことは考えておられますか。

○木藤委員長 答弁を求めます。

清水企画総務部長。

○清水企画総務部長 市内でプロジェクトで持つてという意味がちょっと私もよう理解できんですが、物品とか、そういうような部分の調達関係については依頼はいたしております。ただ、それを条件にすることについては非常に問題点もございしますので、やはり業者さんの自主判断、それを促すためのお願いの域でとまっているのも事実でございます。

○木藤委員長 小林委員。

○小林委員 ということは、指導するというんでなしにお願いで済むわけですね。

○木藤委員長 答弁を求めます。

清水企画総務部長。

○清水企画総務部長 お願い以外入札の条件にすることによりまして、やっぱり公平な入札、適切な価格の積算ができなくなるというようなおそれもございしますので、

今はやっぱり全国的な門戸を開く入札というものは指導もございますので、限定した例えばA社、B社を特定するような、いわゆる疑惑を招くような入札だけは避けたいということで、業者さんの努力、これについてはその努力に委ねるという格好が基本でございます。

○木藤委員長 小林委員。

○小林委員 設計の委託のことに関してちょっとお伺いするんですが、設計委託のときに、いわゆるこれまた山崎小学校の例を出して申しわけないんですが、いわゆるこの校舎を建てるに当たって、内装であったら、いわゆる宍粟材を使ってほしいとか、そういうふうな設計をもう何もそういう行政側の案とか、そういうようなことを出さずに、ただ、この場所に何平米の建物を建ててくれと、何階建てを建ててくれというような形だけの委託になるわけですか。

○木藤委員長 答弁を求めます。

清水企画総務部長。

○清水企画総務部長 これにつきましては、やっぱり環境の計画もございます。それから、先日、木質化の推進の計画はどうなっておるんだというような御質問もあったとおり、工法調整会議がございまして、設計にどんなものを取り入れようかということは事前に、それこそ職員の審査会がございまして、そこで審査をしております。例えば環境に配慮でしたら、太陽光発電を上げようとか、木質化は例えば6割以上達成しようとかいうことの指導の条件のもとで設計を委託ししておるといことなことで、もちろん発注者である市がその辺は主体性を持って設計をお願いしてやるということでございます。

○木藤委員長 小林委員。

○小林委員 検討委員会というのが立ち上がると思うんですけど、その中に地元の方とか、いわゆるそういう方も含まれるんですか。

○木藤委員長 答弁を求めます。

清水企画総務部長。

○清水企画総務部長 検討委員会というちょっとそれもあれなんですけども。

○小林委員 例えの会の名前です。

○清水企画総務部長 いわゆる学校を建てる位置とか、それから向きとか階数とか、そういうような一般的な話は地域の方々、いわゆるPTAの方々も入られていろいろな相談はあります。その中でできれば例えば木造にしてほしいとか、そんな意見はございますが、やっぱり構造の専門的なこともございますので、それはそれであ

ります。ただ、さっき言いました工法調整会議はあくまでも職員の専門家が集まりまして、ここはこういうことに配慮しようということの会議でございますので、ここには市民の方は入られません。

○木藤委員長 小林委員。

○小林委員 この間、兵庫木材センターのほうに視察に行かせていただいて、宍粟材のいわゆる製品を見せていただきました。関東のほうまで製品が出ております。中にはそういう学校関係、それから公共の施設、そういうところに使ってもらっておるんだと。なかなか宍粟のほうでは出にくいというような形の中で、いわゆる設計士さんの本当に図面によっていろいろ変わりますと。そこで委託をされるときに宍粟材を必ず入れてくださいよと、そういうふうなお願いができませんもんかなというふうな質問もございまして、極力お願いはしておきますけどもというふうな話をさせていただいたんです。いわゆる設計の段階で、もうそこで決めていただきましたら、もう出るわけなんで、そういう宍粟材を使うという指導をね、いわゆるそういう会の中で指導をしていただいたらなど、これはもう行政側しかお願いするところがありませんので、そういうお願いを今後やっていただけるのかどうか。

○木藤委員長 答弁を求めます。

清水企画総務部長。

○清水企画総務部長 それは使える部分については使うということは当然でございます。ただ、床の強度とか天井とか、いわゆる宍粟材というものが見合わないものもございまして、可能なところは宍粟材の使用ということは、これは工法調整会議でも審議をいただいておりますので、その方向で検討したいと思います。

○木藤委員長 小林委員。

○小林委員 できるだけ市内にあるものは使っていただくように、これはもう財政にもかかわることになりますので、少しでも市税が上がるように努力していただきたいと思います。

終わります。

○木藤委員長 ほかに。

高山委員。

時間が迫っておりますので、手短にお願いします。

○高山委員 はい、わかりました。

総務部のほうから、大変詳しい資料が出ております。この資料に基づきまして、少しお尋ねをしたいと思います。

資料の第二次宍粟市行政改革大綱ということで、指標を掲示して、それに向かって取り組んでいただいているということだろうと思うんですけども、この中でちょっと2～3点お聞きをしたいと思うんですけども、職員の方々の提案制度というのがございまして、その中で、結構いろんな御提案をされておられるだろうと思うんですけども、特に職員の方々の提案によって、職員も当然のことながら提案を聞き届けていただいたかどうか。それは職員の方々それぞれの思いがあろうかと思うんですけども、特に職員のモチベーションの向上ということで、私、これかなりいきっかけじゃないかなと思うんですよね。だから、いろいろ気がついた事柄について、職員のほうから直接でも、またペーパーでもよろしいですから、そういうことで市のほうに、こうすれば少しでも環境がよくなるんやないかなとか、いろんなことを言われておられるだろうと思うんですけども、特にこの中でいろんな改善策について、大きな際立った改善策というのがありましたら、少しお伺いをしたいんですけれども。

○木藤委員長 答弁を求めます。

坂根企画財政課長。

○坂根企画財政課長 御指摘のとおり、職員のモチベーションを高めていくという一因にもなるということで、合併以来こういう職員提案制度を始めたり、あるいは資料の33ページでもお示しをしておりますように改善という形で、日々の業務の中で少しでもという、小さなことからというようなことも含めて、職員が少なくなっていく中で、仕事がしやすい環境をつくっていきましょうと。そんなようなことで今この取り組みを進めております。

特に大きな部分につきましては、今、各部局で終令という形で5時15分過ぎて一日の報告なり、今後の時間外をする部局においては、その予定を報告し合ったりと、そういうけじめをつけるという意味も含めてやったりしている提案があったり、あるいは山菜部分でもう御存じかと思いますが、そういう部分も職員提案の中で挙がっていたものを、具体的に創造戦略会議の中で具現化をしていくと。そういうようなことで職員が提案したものは幾つか実際の施策として打ち出されて、あるいは日々の行動として取り入れられて進められているということについて御報告をしたいと思います。

○木藤委員長 高山委員。

○高山委員 それでは、同じページになろうかと思うんですけども、先ほど伊藤委員のほうから職員の給与等々について質問されておりましたんですけども、その

中で、やはり時間外勤務手当ということでこの中に書いてあるんですけども、法が改正されたということで、勤務時間は減少は見られたけど、手当は少し増加したということを書かれております。それぞれ時間外勤務についてはいろいろと総務のほうでも言われておるんだらうと思うんですけども、ところが国からの事務移譲が増えてきておるということにつながってくるんですけども、事務事業が増えてくることによって、当然のことながら時間外手当ということになろうかと思うんですけども、そのあたりをどのような形で、やはり当然事務スピードを上げるのが当たり前だらうと思うんですけども、そのあたりどういう体制をとられておるのかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○木藤委員長 答弁を求めます。

前田総務課長。

○前田総務課長 失礼します。今言われましたとおり、職員が削減される中で事務が確かに県からの移譲とか、国からの移譲で増えているということで、実際難しいことをやれ言われとるような状況であるのは確かなことでございます。ただ、時間外につきましては、やはりあくまでも管理者からの指導に基づいて時間外をするというもので、自分の個人で今日は残業しよう、今日は早う帰ろうというものではありませんので、やっぱり無駄な時間外はしない。適正な時間外を管理することでどうしてもやはりそういうことで人が減ったというところで、時間外がある程度出てくるとことは仕方がないかなということは考えておりますけども、ほんまにただら残業とか、そういう何もしなくてもいいのに時間外が増えているとかいうような、そういう状況は適正化に努めているところでございます。

○木藤委員長 高山委員。

○高山委員 先ほど前田課長のほうからお聞きしたんですけども、当然のことながら、時間外勤務というのはサービス残業に繋がったり、いろいろとする部分があるかと思うんですけども、なるべく時間外を避けていただいて、時間内で執務を執行していただきたいというのが我々思っておるんですけども、当然のことながら、先ほどから聞きよりましたら、職員の新たなる増ということはなかなか考えられにくいということを言われておるんですけども、それこそ先ほど申しましたように国からの移譲が大変増えてきておるということで、将来において職員の増ということは考えられないということだらうと思うんですけども、職員の増も当然考えるべきではないかなという、僕はそういった考えでおるんですけども、そのあたりいかがでしょうか。

○木藤委員長 答弁を求めます。

前田総務課長。

○前田総務課長 それにつきましては、やはり宍粟市、今のところどうしても類団というところがありまして、大体人口1万人当たり何人ぐらいというようなんが持っているんですけども、宍粟市だったら4万人そこらですから、行政的には400人そこそこぐらいが類似団体と比べたら妥当かなというところで、今もう少し420人ぐらいおるということで、少し多いということがあるんですけども、ただ、施設の数とか、やはり市民局がありますとかいう、そういう関係上がありますんで、そこら辺の機能の集積を考えながら、同じ420人でも、もう少し集められて、より効率的に仕事ができるかというようなことを考えながら、適正な人員配置には努めたいと思いますけども、しばらくは少しはやはりまだ増とは言えない、現状維持ぐらいではいかさせていただきますようになると思います。

○木藤委員長 高山委員。

○高山委員 先ほど同僚議員のほうから委託料の関係の質問をされておったんですけども、委託料のことについて、一般会計、特別会計、各課にわたりまして委託料という数字が大変多く出てきております。当然のことながら、今職員の話をしたわけですけども、職員の数からすれば、やはり外部の方々に委託をして事務事業をしていただくというのは当然の話なんですけれども、あまりにも委託料が多いんで、全体的な数字というのか、金額をつかんでいただいておりますかと思うんですけども、どのぐらいのウエートがありますか。

○木藤委員長 答弁を求めます。

坂根企画財政課長。

○坂根企画財政課長 委託料の部分につきましては、非常に技術的な委託も含めてこの間ございました。確かに設計の関係での委託、その部分についてはできるだけ職員でできないかというような指摘も議会の中でもあったように思いますし、そのあたりできるものとできないものを十分さび分けをしながら、今後委託に出していくということが必要かなというふうに思っています。

さらに、ここ数年の委託料の傾向としましては、この前の一般質問の答弁でも一部させていただいたんですが、21年の災害以降、災害関連の委託が非常に伸びてきたということで、やっとな今落ちついてきているのかなというふうに思うわけですが、一方で、非常に行政の業務というのは電算化をされているというところで、電算に係る業務、保守契約も含めて、そういうものが少し以前よりは増えてきているとい

う傾向にあります。非常に仕方がない部分も一方であるのかなというふうに思いますが、できる限り適正な価格あるいは議会からも御指摘いただいているように、保守契約については最初の導入の段階での保守管理契約の額も含めて決定をしていくという方向にシフトを変えておりますので、そういったところでも経費の節減を図っていきたい。

いずれにしましても、行政需要という部分の内容が変わってきているというところで委託は増えてきているんだというふうに思っております。

○木藤委員長 高山委員。

○高山委員 委託料の総額については、また後ほどお知らせいただいたらありがたいかなと思うんですけども、先ほどお答えをいただいたんですけども、特にシステムの委託料ということで、我々、なかなかこれ知る由がない部分なんですけれども、先ほど消防のほうで今度新たに委託料の補正予算を計上してあるんですけども、システムについて、いろんな形で導入をするんですけども、その中でプロポーザル方式とか、また随意的の契約とか、それからいろいろと入札制度があろうかと思うんですけども、そのプロポーザルについて、それぞれ評価をされるだろうと思うんですけども、評価される方々というのは職員の方々がされるのか、また、総合的に評価するに当たって第三者の方々も当然のことながら入っていただいて評価するのか、金額によりますけれども、そのあたりいかがでしょうか。

○木藤委員長 答弁を求めます。

尾崎契約管理課長。

○尾崎契約管理課長 プロポーザルにつきましては、職員の方でやっております。どういう発注をしますかというのと、欲しいものを仕様書等にまとめまして、それによって業者の方から提案をいただきます。それでプロポーザル委員というんですが、委員さんがこちらが求めている成果に近いものとか、あかんものとかいろいろあるんで、その中で総合的に判断して、それも1人じゃないんで、全体で決めておるような状態でございます。

○木藤委員長 高山委員。

○高山委員 職員の方々が当然のことながら評価されるんで問題はないと思うんですけども、高い安いは我々なかなかわからん部分があるんですね。だから、そういった部分しっかりと見届けていただきたいなと思うんですけども、いかがですか。

○木藤委員長 答弁を求めます。

尾崎契約管理課長。

○尾崎契約管理課長 おっしゃられますとおりの金額につきましては、高いもの安いもの、当然ございます。今回もやっておるんですけど、高度なものにつきましては当然高価なお金がかかると、単純なものは比較的安いと、その標準点と申しますか、ある程度相場といいますか、これくらいなやつやったらこんなものでできるじゃないかなという情報なんかをつかみまして、適正な金額を把握していきたいと、そういうように考えております。

○木藤委員長 答弁を求めます。

坂根企画財政課長。

○坂根企画財政課長 先ほどの委託料の総額という御質問がございました。成果説明書の10ページに節別の分類で委託料の23年度決算額と22年度決算額の比較も含めて記載をさせていただいておりますので、そちらのほうを御覧いただきたいと思えます。

○木藤委員長 岡前委員。

○岡前委員 小さなことを聞いて申しわけないんですけども、決算書の67ページの雑入のところ、電気料金の過払い分返納金ということで198万円あるんですけども、これは関西電力のほうの間違うてましたと言うてきたのか、それとも市役所のほうの間違いでしょうという指摘があってというふうなことなのか、ちょっと金額が金額なんで、もしわかれば教えておいていただけたらと思えます。

○木藤委員長 答弁を求めます。

坂根企画財政課長。

○坂根企画財政課長 この分につきましては、エーガイヤの分の電気料金、その契約の関係が、ちょっと年度は忘れたんですが、契約した以降に何らかの関係で契約金額が決まったんですが、その部分が昨年、修繕を依頼していろいろ見ていただくときに、契約とは違う、もっと安価な契約にすべきなものを関西電力のほうの間違われたということで、過去にさかのぼって返納されたということだと理解しています。関西電力の間違いということです。エーガイヤ、部署は健康福祉部になります。

○木藤委員長 岡前委員。

○岡前委員 その同じ67ページの一番下の県産木材の管理負担金780万円というのは、これについてはわかりますか。使用料的な意味かなと思って前も聞いたような気がするんですけども。それも担当部局で聞いたほうがいいのかな。

○木藤委員長 答弁を求めます。

坂根企画財政課長。

○坂根企画財政課長 今おっしゃったように使用料の部分であります。産業部のほうで具体的なところはお聞きいただいたらと思います。

○木藤委員長 以上をもちまして、企画総務部に係ります第29号議案、平成23年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の審査を終了いたします。

午後1時まで暫時休憩をいたします。

企画総務部長以下幹部職員の方、長時間にわたりまして御苦勞さんでございました。

午前11時51分休憩

---

午後 1時00分再開

○中村議会事務局長 それでは、ただいまから水道部の決算特別委員会が開会されます。

この委員会につきましては、第49回宍粟市定例議会に上程のあった第29号議案から第40号議案、平成23年度宍粟市各会計決算の認定についての審査を行うための委員会であります。

委員会の議事整理につきましては、委員会条例の規定により委員長により行われます。

それでは、木藤委員長、よろしく願いいたします。

○木藤委員長 それでは、午前中の休会に引き続きまして、委員会を再開いたします。

水道部長以下次長、幹部職員の方、御苦勞さんでございます。特にお願いをいたしておきます。答弁は簡潔にひとつよろしく願いしたいと思います。

それから、説明に入る前に、説明職員の方に特にお願いを申し上げておきます。説明職員の説明及び答弁は自席でお願いします。着席したままでお願いしたいと思います。どの説明職員が説明及び答弁するかが委員長席から判断できないので、説明職員は挙手をして「委員長」と発言して、委員長の許可を得てから発言をしてください。事務局よりマイクの操作を行いますので、前の赤いランプが点灯してから答弁をお願いしたいと思います。

それでは、第29号議案並びに第35号議案、第36号議案、第37号議案、第38号議案についての水道部の決算審査に入ります。

それでは、部長のほうから説明をお願いします。

米山水道部長。

○米山水道部長 委員の皆様御苦勞さんです。今日、水道部の関係の職員、市民局以

下、係長以上で13名来ておりますのでよろしくお願いいたします。

水道部の関係、少し前段で全般的なことで説明させていただきます。

このお手元の資料の1ページにも少し書いております。水道事業におきましては、水に対する質の安全、量の安定確保並びに危機管理であり、下水道事業においても公共水域の水質保全、公衆衛生の向上及び生活環境の保全に向けた施設の維持管理が必要であり、運営においては効率的・効果的な推進を目指し、一方では、行政改革大綱の理念のもと、職員数の削減、これは22年度は市民局も含めて30人、平成23年度には29人、平成24年度には26人と削減しております。それと経費節減、事務の効率化により経常経費の一層の削減に取り組んだところであります。

次に、簡易水道事業特別会計では、簡易水道事業の統合と法適用化に向けた資産評価に着手したほか、災害復旧事業や市内17カ所の簡易水道施設整備等の適正管理に努めたところであります。

次に、下水道事業特別会計では、公共水域の水質保全を目的として市内10カ所の処理場施設において、また農業集落排水事業特別会計につきましては、市内22カ所の処理場施設の適正な維持管理に努めたところであります。

次に、水道事業特別会計につきましては、統合整備計画に基づく事業が完了し、普及率99.5%と高い率を示しております。これは上水道区域であります。独立採算を基本といたしまして経営のもと、老朽施設の更新事業や適正な維持管理に重点を置いた事業運営を行っているところであります。

決算の概要につきましては、決算書にもありますように事務の効率化、施設の運転管理委託などを継続し実施した結果、収益的収支におきましては、当年度の純利益が2,646万1,177円となっており、経営上は健全な運営であると認識しております。また、資本的収支につきましては、上寺浄水場の第1期改良工事のほか、高所と中地区において老朽管、老朽水管橋の更新工事を実施しております。

支出決算額は、企業債償還金を含めまして収支として3億707万9,722円の不足となっております。この不足額は減債積立金などで補填をしております。

今後の経営につきましては、引き続き水道施設の万全の管理指導のもと、安全で良質な水道水の安定供給と、企業としての安定経営の確立を目指し、取り組みを展開していきたいと考えております。

あとの成果説明と資料の概要につきましては、船引次長より説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○木藤委員長 船引水道部次長。

○船引水道部次長 失礼します。私のほうから、水道部に係る成果説明の概要を説明していききたいと思います。

主要施策の成果説明書の117ページをお願いしたいと思います。

まず最初に、117ページの上段であります。福祉世帯の水道料金と助成事業で福祉世帯に係る水道料金等の一部を助成するものであり、福祉世帯の経済的負担を軽減し、その福祉向上を図る目的で水道料金と下水道使用料の基本料金の一部を助成するものであります。それと、それに伴う料金システムの構築工事をあわせて行っております。本来は、福祉施策であります。が、実質的に水道部が行っている関係上、事務処理を行っております。平成23年度の実績は812世帯、228万7,000円であります。また、施設の構築費用は268万8,000円となっております。

次に、同ページの下段であります。地域生活排水施設、コミプラの施設管理であります。この事業は、コミプラの施設の適正な維持管理業務を行うことにより、環境の保全と管理経費の節減に努めております。事業の主なものにつきましては、処理場10カ所、中継ポンプ場140カ所の施設の維持管理を適正かつ効率的に行うため、民間業者に委託しております。その他施設の維持に係る脱水汚泥の処分委託、光熱水費、施設の修繕費などを支出しております。また、工事請負費につきましては、公共枡の設置工事を6カ所、それから県道の宍粟下徳久線の改良工事に伴う下水管の移設工事を実施しております。また、素麺前処理槽の変更工事を9カ所行い、補助金を交付しております。

次に、118ページをお願いします。

上段の合併浄化槽の管理・設置事業であります。単独処理の合併浄化槽につきまして負担金補助を行っております。宍粟市の浄化槽維持管理協議会、それから新設の浄化槽設置の補助、それから素麺前処理槽の維持管理補助、浄化槽の維持管理の事業におきまして、集合処理区域と浄化槽の区域との受益者の負担の公平性を図るために、施設維持管理の経費の一部を助成金として交付するものであります。

次に、下段の簡易水道の法適用化・統合推進事業であります。これは簡易水道会計を公営企業法の適用するものにするために、資産評価を平成23年度から24年度の2カ年かけて実施するものであります。

次に、119ページの上段であります。

簡易水道に係る事業でありまして、水道施設の浄水場17施設をはじめポンプ場、配水池、減圧槽などの水道施設を安定的に供給するために簡易水道施設の運転管理業務を業者委託しております。また、工事請負費におきましては、宇原のほ場整備

関連水道管の移設工事、染河内簡易水道におきます乗岡橋の仮設配水管工事等であります。その他維持に係る電気代、水質管理に係る検査代等の執行をしております。

次に、下段の簡易水道施設の整備であります。この事業は、鹿伏簡易水道の老朽配水管の更新整備工事を実施し、安全な水の安定供給に努めております。

次に、120ページをお願いします。

上段が簡易水道施設災害復旧繰越明許分であります。黒原井内の簡易水道の黒原浄水場内の災害復旧工事、それから下三方簡易水道の区域内にあります福知地区で舗装復旧工事を実施をしております。

次に、下段のほうで、下水道の維持管理事業であります。公共及び特定環境保全公共下水道施設の適正な維持管理業務を行うことによって、環境の保全と管理経費の削減に努めております。施設の維持管理につきましては、適正かつ効率的に行うために管理業者に処理場10カ所、中継ポンプ場217カ所の維持管理を委託しております。そのほかには脱水汚泥処分の業務委託、光熱水費、施設の修繕費などを支出しております。また、負担金につきましては、揖保川流域下水道の維持管理負担金として支出をしております。そのほかには素麺前処理槽の変更工事9カ所に補助金を交付しております。

次に、121ページの上段、流域下水道事業で兵庫県の施設整備計画に基づきまして、兵庫県揖保川流域下水道施設及び汚泥脱水施設の建設負担金として、前期及び後期の2回に分けて負担金を支出しております。

次に、同ページの下段であります。公共下水道事業で下水道整備区域内の新規加入に係ります公共枡の整備工事を実施しております。整備に当たりましては、ユニットポンプの設置なり、門前地内、段地内、山田地内で下水道管の布設等を行い、整備を実施しております。

次に、122ページをお願いします。

上段で特定環境保全公共下水道事業であります。下水道整備区域内の新規加入による公共枡の整備工事をするとともに、千種地内で下水道管の布設工事を実施しております。

次に、同ページの下段であります。農業集落排水施設の管理事業であります。農業集落排水の施設を適正に、効率的に管理するために処理場22カ所、中継ポンプ173カ所を業者委託しております。そのほかには、光熱水費、施設の修繕費、汚泥脱水の汚泥の処分手数料等を支出しております。工事請負費につきましては、公共枡設置工事7カ所を実施をしております。

次に、123ページの上段の農業集落排水施設災害復旧事業であります。繰越明許分であります。一宮町の西深処理区において、擁壁及び水路の復旧工事、千種の下河野処理区において、防災扉の設置工事を実施しております。

次に、同ページの下段で、水道事業特別会計、浄水施設を効率的かつ安全に運転し、水質基準に適合した安全な水を安定して供給するための事業で、主なものは上寺浄水場等の運転管理業務であります。浄水場をはじめ関連水道施設の監視、運転操作を行うとともに、緊急時に対する処理及び水質検査、脱水機の操作等を行い、専門的知識を有する組織を生かし、効率的な業務により水道の安定供給に努めております。

次に、124ページをお願いします。

上段に上寺浄水場第1期改良工事であります。上寺浄水場内の汚泥脱水機の更新事業を3カ年事業で実施をしたものであります。これによりまして水道水の安定供給を図るというものであります。

同ページの下段、配水施設整備事業であります。上水道区域内における配水施設の新設、更新、改良等の工事を行い、管路の流通機能を向上することと、水道水の安定供給を図るための事業であります。主なものとしましては、山田地内の配水管の新設工事、生谷橋老朽水管橋の更新改良工事を行うことによりまして、上水道区域内の水道水の安定供給に努めております。

次に、125ページの上段、配水管の布設繰越明許分であります。高所地内の老朽管の更新工事、それから中地内の老朽水管橋の更新工事を実施したものであります。

次に、同ページの下段で上水道水源調査業務であります。水道水の安定供給や災害に強いまちづくりにするために、老朽化した今宿取水場の水源の複数化を目指して、多系統の相互バックアップ体制を強化するために水源調査を実施したものであります。

最後に126ページの上段、水道施設の災害復旧事業であります。平成21年災で被災しました葛根地内の大谷橋の水管橋仮設工事を実施しました。

簡単ですが、主要事業の成果説明であります。

次に、お手元に配っております水道部独自資料としまして、この資料の概要を時間の関係がありますので、簡単に説明していきたいと思っております。

まず1ページから12ページまでにつきましては、一般会計、次に簡易水道会計、下水道会計、農業集落排水会計、水道会計におきまして、歳入の部分におきましては、不納欠損額や収入未済額の内容を記載をしております。それと、歳出におきま

しては、不用額の内容をまとめたものであります。

次に、13ページから以降につきましては、参考資料としまして資料を載せております。これにつきましては、水道部に係る公債費の起債残高なり起債の償還状況等についてまとめております。また、未収金状況、それから不納欠損状況、それからその後に工事契約、業務委託契約状況をまとめたものであります。

詳しい内容につきましては、御質問を受ける中で説明をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。以上をもちまして、水道部の説明を終わりたいと思っております。

以上です。

○木藤委員長 説明は終わりました。

質疑を受けたいと思っております。

質疑はございますか。

伊藤委員。

○伊藤委員 決算審査の意見書のところを読みよったんです。審査の意見書の5ページに昨年度と比べて収益が4,538万7,227円減少しと。その後で主な原因は高料金対策繰入金4,834万6,000円の減による他会計補助金の減によるものですというて、これ高料金対策のお金がどこに出とんか一生懸命探したら、今、船引さんに聞いたら、これがもうゼロになったということを知りました。それで、これの原因と、もう一つ聞きたいのは、簡易水道事業のほうでは高料金対策が7,101万3,613円入ってきますよね。それで、将来的なことになるんですけども、高料金対策いうもんが将来統廃合しようとしてされているんですね、水道事業。これがどういうことになるのか、それがちょっと知りたかったもので、この二つの点についてお聞きしたいんです。

○木藤委員長 答弁を求めます。

船引水道部次長。

○船引水道部次長 1点目の高料金対策につきましては、一つの基準がありまして、平成23年におきましては、その基準額に達してなかったということで、一般会計からの繰入金がなかったということでもあります。

○木藤委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 統廃合したときに、この高料金対策というものが一体どないなるんかというのが僕らようわからんのですわ。それ将来的にどないなるんかということをやっと教えてえな。

○木藤委員長 船引水道部次長。

○船引水道部次長 今、上水道のほうの部分で説明しましたけども、簡易水道におきましても高料金対策というのがあります。それも上水道の基準と簡易水道の基準はちょっと違っておまして、その部分を合わすというのは、一つは、公営企業法でありますと、減価償却費が絡みまして、それが支出に絡んできますんですけども、簡水の場合はそういうものがないということで、基準が変わってきとんですけども、将来的には統合すると、企業会計で処理するというので、上水道の基準に合わす体系であります。しかし、2年前の決算額をもって、その基準が国のほうで定められますので、その間は一定両方の部分で支出するという形になっただけです。

○木藤委員長 ほかにございますか。

大上委員。

○大上委員 大上でございます。3点ほどお尋ねしたいと思います。

まず、成果説明書の117ページに、先ほど説明いただいたんですけども、上のほうに福祉世帯の水道料金助成事業の関係でお尋ねしたいんですけども、予算は629万3,000円ほど計上されておまして、決算が497万5,000円ですか、そのうち助成金は812世帯で228万7,000円と、今説明をいただいたように思うんですけども、この数字は福祉世帯の水道料金の助成を受けられる該当者全てが申請されてこういう金額になっただけか、それともそういう該当者がたくさんある中で、申請された方がこれだけで、こういった金額になりましたというようなことがわかりましたら、ひとつ答弁いただきたいと思っております。

○木藤委員長 答弁を求めます。

米山水道部長。

○米山水道部長 この数字につきましては、福祉施策の対応をいたしまして、それぞれ周知を23年の10月ぐらいからお知らせをして、数字を求めております。それで、この対象は平成24年1月1日から適用しておりますので、23年度の方は1月、2月、3月の対象になります。しかも、水道に関しては2カ月遅れの請求になりますので3月分のみ。それと、下水については1月、2月、3月が対象になります。その分でここに上がっている予算、もう少し高く設定して申し込みもたくさんあるだろうということで、ちょっと調整しておったんですけど、3カ月分なのでちょっと少なく228万7,000円となっております。

世帯につきましては、申し込みが812世帯ということで、受け付けをして助成金を出している状況であります。

以上です。

○木藤委員長 大上委員。

○大上委員 もう少しちょっと私自身が理解しにくかったんですけども、年度途中からこういうことが始まったんで、こういうことになったという説明だったかなと思ったりするんですけども、これは24年度に直しますと、もっと増えてくるというふうに理解していいんでしょうかね。

○木藤委員長 答弁を求めます。

福井管理課長。

○福井管理課長 現在のところ、9月現在ですけども、1,223件の申請が出てきたんですけども、そのうち課税世帯等の申請もございまして、認定は850世帯でございます。その中で、ちょうど6月に税金の課税、非課税が入れ替わるときがございしますので、そのときに課税対象外となった人が非課税となって、対象となった人の数よりも多かったというような現象も起きております。

○木藤委員長 大上委員。

○大上委員 ただいまの質問につきましては理解させていただきました。

引き続き、もう1点お尋ねします。同じく117ページの下の方の欄ですけども、そこにはコミュニティプラントの関係の接続率が一番下のほうに出とんですけども、それに関連してお尋ねするんですけども、今日いただきました資料の一番初めに、水道普及率は98.2%、それから下水道の普及率は91.5%という格好で書かれておりますんですが、ちょっとこの普及率は日々変動していくんじゃないかなとは思いますが、この後期基本計画を策定されたときの水道普及率が96.4%で、県内の平均普及率が99.8%というてあるんです。それはそれでいいんですけども、下水道が99.2%の下水道整備率、これが県下の整備率ですけども、89.9%と低い状況でありというようなことになっんですけども、数字があちこち資料がばらばらなんで、いよいよ宍粟市の水道と下水の接続率といたらどれぐらいになるんかということをお教えしてほしいんです。

○木藤委員長 答弁を求めます。

米山水道部長。

○米山水道部長 117ページの下の方に接続率とかいうのを書いておるのは、それぞれ特別会計ごとがありますので、ここに書いておるのは、コミプラ処理区域内のパーセントでありまして、今の水道に関しては、それぞれの市民局単位とかあるんですけど、この資料の中にあります水道普及率、接続率はちょっと難しいんで、普及率は98.2%、これは宍粟市内の全ての数字とさせていただいたらよろしいです。

これが24年3月31日末で98.2%。下水につきましては、下水道接続率、これは91.5%、これも24年3月31日末で、これも宍粟市内全ての区域のまとめた数字であります。

それで、上水道のみの水道の接続率につきましては、今、僕が言いましたように99.5%、大方100%に近い接続率になっております。いろいろと数字がそれぞれ出てきますけど、それぞれの特別会計ごとに書いておりますので御理解願いたいと思います。

○木藤委員長 大上委員。

○大上委員 よくわかりました。で、お尋ねしたいんですけども、もう1点だけちょっと先に質問の前にお尋ねしますが、接続率いうんと整備率というんはどういうふうに解釈したらいいんですかね。

○木藤委員長 答弁を求めます。

米山水道部長。

○米山水道部長 整備率というのは、ある地域を決めたらその全体的なところを整備率、整備率は大体100%になっております。区域を定めてその中を整備するんで。接続率というのは、その中で何軒その宅地へ引き込まれたかというのが接続率です。以上です。

○木藤委員長 大上委員。

○大上委員 はい、わかりました。それは理解させていただいたんですけども、いずれにしても県下の平均を下回るとんじゃないかなと、先ほどから聞かせてもうて思うんですけども、やはり、この普及率の接続率の普及向上に向けた取り組みは頑張っていておると思いますが、引き続き頑張っていていただきたいなと思います。これはそれでわかりました。

もう1点だけ、最後に、成果説明書の34ページと118ページにあるんですけども、これも先ほど説明いただいたんで、大方わかったんですけども、簡易水道事業では法適正化に向けた資産評価に着手しましたというようなことで、金額的には118ページにありますように、今年度は200万円余りの委託料ですか、事業を委託してやっておられるということで、これを2カ年でやっていくというような説明が先ほどあったんじゃないかなと思うんですけども、具体的にはどんな作業をするんですか、資産評価というのは。

○木藤委員長 答弁を求めます。

福井管理課長。

○福井管理課長 資産評価といいますのは、例えば簡易水道の施設、あるいは土地、それから管路ですね、その全てについて法適用にしますには、評価をして金額に直さなあかんという評価です。それで、その全てそれを評価しまして、上水道のレベルと同じにしまして、それから減価償却を行っていくと、その減価償却の方法は、これは地方公営企業法に年数が定められております。それによって減価償却をすると、そういう作業です。

○木藤委員長 大上委員。

○大上委員 そういう作業をして、そして、企業会計にして独立採算制でやっていくということを目指されとんかなと思うんですけども、そうすることにより、ここには経営状況の明確化、企業経営による予算等の弾力的な運用というんですか、そういったことの効果があるようなことが書かれとんですけども、山崎に上水道があって、既に企業会計があるわけなんですけども、それと同じようにするということは、簡水をそれにしていくということは、やはり、それなりの効果はあるんですか。

○木藤委員長 答弁を求めます。

福井管理課長。

○福井管理課長 それにつきましては、特に経営状態が、今度公営企業法も46年ぶりに改正されまして、4月1日から資本制度と、それから会計基準がほとんど民間企業と同じレベルで見ようということになっておりますので、経営の透明性は出てくると思います。

○大上委員 わかりました。

○木藤委員長 岡前委員。

○岡前委員 水道全般として聞きたいんですけども、今、給水停止処分とかになっておる家庭というのは何軒ありますか。

○木藤委員長 福井管理課長。

○福井管理課長 現在、給水停止の通知を出しまして、大体お金が入ってきて停止解除になるんですけども、継続的に停止しているのは17軒ございます。

○木藤委員長 岡前委員。

○岡前委員 水道で給水停止といたら、最終的な手段になると思うんですけども、生活に一番かかわることなんで、17軒というのが、どういう理由によって給水停止処分という一番最終的な処分を行ったかというふうな一覧表はできますか。

○木藤委員長 答弁を求めます。

福井管理課長。

○福井管理課長　ここに一覧表はあるんですけども、大体その理由としまして、井戸であるとか、できるだけ生活手段は持たれているかということも加味して、しております。

○木藤委員長　岡前委員。

○岡前委員　さきにも言いますように、給水停止処分というのは、ほんまに一番重いあれなんですね、水道の関係で言うたらね。ですから、そういうことで言うと、本当に17軒というのは以前聞いておった数字からいったら、かなり増えておるんですよ。前は2～3件というふうに聞いておったんですけども。ですから、そういうことで、この前の訴えの提起じゃないですけども、どういうふうな対応をしたけども、どうしても納めていただけないので、やむを得ず給水停止処分にしたというふうなことが客観的にこちらもなるほどなというふうなことがわかればいいんですけども、本当に、井戸がある人なんかは給水処分受けても困れへんわというふうなもんかもしれませんけども、なんかそういうものではないと思いますし、一定客観的な資料は出していただいて、この17軒もやむを得ないなというふうなことになるのかどうか、やっぱり議会としても把握しておく必要があるんじゃないかなと思いますので、どうでしょう。

○木藤委員長　答弁を求めます。

米山水道部長。

○米山水道部長　手続につきましては、資料の中にもありますように18ページから、それから滞納の関係19ページ、20ページ、水道に関してもかなりの滞納なりがあります。水道・下水道部分で言ったら7,800万。私どもも金額的には重く受けとめております。それで、催促から給水停止の通告までいろんな法的な手続を踏んで行動しております。ただ手続を踏む中で、やはりたまに分納で処理しているところもかなりたくさんあります。その17軒は、やはり悪質、まあ言うたら通告しても払っていただけないというところの部分であります。やはり、水道としたら、私たちとしたら、飲んでいただいたら払っていただけるのが当然やいう形でしております。ただ、そこをもう少し加味して分納で対処しているんですけど、それにも応えていただけないというところがありますので、停止のところでは処理をしております。資料につきましては、また、委員長と相談いたしまして、出せる範囲で出していきたいと思っております。

○木藤委員長　岡前委員。

○岡前委員　そやから何回も言いますように、給水停止処分といたら、一番水道法

で言ったら重い措置なんですよね。ですから、生活に本当に密着している水道だけに、こういうのがどんどん増える傾向やったら困るわけで、当然使った水に対してはお金を払うのが当たり前のことですが、それが本当に客観的に、今言われたように、悪質やなというふうに本当に言える条件が整ったところが全て17軒なのかどうかということも含めて、議会のほうでもチェックをさせてもらいたいから、そういうふうな資料をとというふうなことをお願いしておりますので、私が予想していたよりも相当増えていますので、そのあたりちょっとお願いしたいなと思います。

それと監査委員の指摘事項の中に、千種の簡易水道の接続率の向上を望むというふうなことが書いてあるんですけども、その千種水道の接続率の一覧表についても集落ごとのやつを出していただきたいなと思うんですけども、最新の。それはいかがでしょうか。

○木藤委員長 答弁を求めます。

米山水道部長。

○米山水道部長 簡易水道の接続率の関係でありますけれど、これは主に千種の簡易水道の接続率の関係であります。それぞれ市民局から年度ごとに接続率の向上で資料をいただいておりますので、また、出せる範囲で委員長と相談いたしまして、資料を提出したいところ思っております。

○木藤委員長 岡前委員。

○岡前委員 それと、23年度決算には関係ないのかもしれませんが、この間、入札の開札結果を見ていましたら、千種簡易水道に関して、保安林解除の委託料があったんですけども、私の認識としては千種簡易水道の事業は終わってしまっておると思うんですよね。で、何で今ごろその千種簡水に関しての保安林解除のそういう委託の入札が出てきとったのかなというのが、ちょっと不思議やったんですけども、そのあたりわかりますか。

○木藤委員長 答弁を求めます。

福岡上下水道課長。

○福岡上下水道課長 失礼します。その保安林解除につきましては、千種の縁故使用といひまして、市有地なんですけども縁故地で個人に土地を貸している。そういう場所に配水池を建設したわけなんです。ただ、当時そこが保安林というか、結局明確な線がわからんわけですわ、山の中につくりますんで。それで、それがなぜ判明したかと言いますと、千種のほうで21災がありました。その中で、たつののほうの森林部局のほうから調査員が山の中に入られまして、いろんな測量をされる中で、

この配水池は保安林に入っていますという指摘を受けたわけでございます。場所につきましては、岩野辺が1カ所と西山が1カ所、その辺の結局山の中ですから、杭等もございませんので、工事中はそこが保安林ということが気づかなかったということでございます。

それで、県と千種市民局との協議が23年の半年ほど何回も行われまして、やはり、今の保安林解除をきっちりしてやるべきやという結論に達したんで、予算計上いたしまして執行いたすものでございます。

○木藤委員長 岡前委員。

○岡前委員 要は、把握のミスがあったということやね。

○木藤委員長 答弁を求めます。

福岡上下水道課長。

○福岡上下水道課長 ミスといいますか、山の測量をきっちりやらなかったというのが。ただ、これ用地買収に絡むものでしたら、きっちり測量もしてやるんですけども、縁故地といいます、もともと千種町の土地でございます。それで、結局その土地を貸した方に返していただくということで、登記も何もしませんので、その辺がちょっと抜かっておったということでございます。申しわけございません。

○木藤委員長 岡前委員。

○岡前委員 これ公がしていることやさかいに何でしょうけれども、もし民間がやっておったら大変な大きな問題になっていますわね。いや、もういいです。それはたまたま今年の入札で何で千種のをやるんでしょうかと、多分何らかのトラブルがあったんやなということをちょっと確かめたかっただけで、今後はないと思いますのであれですけど。

それと、ちょっと教えていただきたいなと思うんですけれども、監査委員の意見書をお持ちですかね。この中に13ページで経営分析表というのが参考資料としてついているんですけれども、なかなか専門的なとこなんでわかりにくいんで、ちょっと二つほど数字を教えていただきたいんですけど、よろしいですか。監査委員の意見書なんやけど、その13ページにその経営分析の参考資料というのがつけてあるんですよ。持っとってかな。

○木藤委員長 監査資料ありますね。

はい、どうぞ、岡前委員。

○岡前委員 それの一つは、⑦に書いてある総資本利益率というのが全国平均が0.79で、それで栄栗市の場合は22年度が0.62で、23年度が0.22というふうに大きく変わ

っていること、あと⑩の減価償却率が全国平均0.21やのに、宍粟市の場合は2.37というふうな数字になっておいて、これらがあらかず意味合いというのは、この間も指摘しているように、山崎の上水道の資本費、建設費用というのが、あまりにも供給人口に対して大きな建設費用が要ったから全国平均とこれだけ違うような数字になっているというふうな読み方をしてもいいのか。それとももっと深い意味があるのか。これ備考のところに評価の意味合いは書いてあるんですけども、あまりにも全国平均との平均値の違いがあるんで、もし何か解説書があったらまた後でもいいんで、勉強させていただいたらなと思うんですけども。

○木藤委員長 答弁できますか。答弁を求めます。

福井管理課長。

○福井管理課長 まず、7番目の総資本利益率ですけども、これは去年大体全国平均と一緒だったんですけども、今年の場合、なぜかと言いますと、これは一番響いたのは高料金対策がなかったこととございます。ですから、収益として上がらなかったということがございます。

それから、やはり減価償却率が高いのは資本があるということで、この資本につきましても、また前に言いました公営企業法で耐用年数がございます。それと、ちょっと改正前の分につきましても、割と短いものがございますので、ちょっとそれをまた訂正しなければならないところもございます。それで、高いところがある可能性もございます。

○木藤委員長 よろしいか。岡前委員。

○岡前委員 何かこれらの指標についてもうちちょっと詳しく説明、その指標をどう読んだらいいのか。ここに書いてあるのはすごく簡単に書いてあるんですけど、そういうふうな解説がもしあるのであれば、またコピーしていただいて、こちらも勉強したいなと思うんですけども、そんなのは、この程度のものしかないんですかね。

○木藤委員長 答弁を求めます。

福井管理課長。

○福井管理課長 まだこのページに書いてあるものは代表的な指標だけでして、本当に言えば、50項目、60項目とございます。それについてはインターネットにも載っておりますので、また後日お渡しできると思います。

○木藤委員長 岡前委員。

○岡前委員 インターネットで調べられるんですね。

それと、この資料の16ページに年度別の起債の元利償還金の推移ということで、

全て水道部の関係を載せてもらっているんで、大変わかりやすいんですけども、単純に当然23年度の現状を今現在としてずっとされているので、当然順調に減っていくというふうなことになるんですけど、でも、実際には、それぞれずっと修繕とか、場合によっては大規模な修繕とか入ってきて、どれぐらいの計画を立てとってかわからんですけど、例えば、10年スパンで今年は何々をする、来年は何々をする、それで、そのことについては起債をこの程度借りるとかというふうな計画を多分お持ちではないかと思うんで、そのあたりのところも一定明らかにしておいていただいたらなと思うんです。というのは、こんなふうに本当に順調に減っていったら、ある意味水道料金も下水道料金ももうちょっと、もっと引き下げられるやろうというふうなことになるんですけども、実際はそういうふうな大規模修理やとか、管の老朽化の生け替えやとか、そういうふうなことが、また起債を借りながら進めていくというふうなことになるのかなと思いますので、こちら水道料金も下水道料金も安いほうがいいという思いは持っていますけども、なかなか経営上はそうはいかない、このとおりに起債の額が減っていくというふうなことはないんだというふうなことも一定こっちは知っておかなければならないのかなと思いますので。

○木藤委員長 答弁を求めます。

米山水道部長。

○米山水道部長 この金額につきましては、今現在の起債残高でありますので、これから事業をする分はここには含んでおりません。しかし、やはり水道管なり下水道のところも古いところ、修繕ないし老朽管の更新もしていかななくてはなりません。水道としては、30年を目途に今計画を立てて、ここの決算にも載っておりますように、上寺の浄水場の改良工事とか、それから生谷橋の水管橋、それから今年実施します生谷から下町までの更新工事なども少しずつ更新工事をしております。それで、その分はまたここで増えてきます。

○木藤委員長 岡前委員。

○岡前委員 今これをこのまま見たらあかんということはわかるんですよ。だから、せっかく決算なんで、水道も下水道も含めて、例えば10年スパンの中には大規模修理やとか管の生け替えなんかはすごいお金がかかると思うんですけども、そういうふうなことを年次計画として、毎年事業費としてはこれぐらいの計画を持っておると。それで例えば1億円かかるんやったら、そのうち5,000万円については起債を充てる予定にしているとかね、もし、そういうふうな10年ぐらいのスパンの計画があるのであれば、そういうのを明らかにしておいてもらったほうがいいんじゃないかな

などというところなんですけど、出せないということであればいいです。

○木藤委員長 答弁を求めます。

船引水道部次長。

○船引水道部次長 その10年スパン等の計画につきましては、今、総務課ともやっております健全化計画、その中で将来的な事業の支出なり起債の借入の額等々もあわせて10年スパンで計画はあります。その計画にのっとって実際間近な部分の3カ年におきましては、実施計画を組みながら実施していくということで、それも10年の長いスパンなんで、見直しという形でずっと更新していきながら、毎年健全化計画を立てながら執行していくということになっております。

○木藤委員長 岡前委員。

○岡前委員 それとあと、下水道の関係で、受益者負担金の未収があるんですけども、これについては多分付随する工事費、分担金ではなしに宅内工事というのか、宅枘をつける工事費も含めた受益者負担金の未収ということではないんですか。

○木藤委員長 答弁を求めます。

福井管理課長。

○福井管理課長 これにつきましては、本当のことを言えば（後刻削除発言あり）、今ちょっと整理しているんですけども、例えば供用開始したときから3年という、6回に分けてですけども、受益者負担金を徴収しますよということがございます。しかし、これにここでは汚水の出ない畑や田んぼもこの中には入っております。普通だったらそういうときには、徴収猶予という手段をして今度宅地になったときに徴収しますけども、そういう現状は畑や田んぼや雑種地等もあろうと思いますので、その分について1回徴収猶予、申請をしていただいて、徴収猶予ということで調定を落とすというような作業をさせてもらっております。ですから、これが例えばここは田んぼであり、また畑であったりするところがほとんどですので、また順次整理していきたいと思っております。

○木藤委員長 岡前委員。

○岡前委員 私が今まで認識しておるのでは、一応供用開始する地域ができましたと、下水道の管が整いました。それで今まで家が建っていたところについては宅枘もつけましたと。それでその地域で、もし全く新しいところに宅地ができて、その本管から宅枘までの工事費については、波賀町なんかのときには後からその工事費についても何がしかの一部負担金をいただこうと、分担金とは別に。そういう意味での負

担金かなと思うとったんですけど、市としては、そういう新しいところに本管から新しい宅柵をつけるのについても分担金だけ納めたら、それ以外の工事費に係る負担金は要らないということに統一されとったんかね。

○木藤委員長 答弁を求めます。

米山水道部長。

○米山水道部長 この受益者負担金というのは、山崎の公共下水道の特環の区域でありまして、下水道を開始したときに、3年間の猶予はあるんですけど、区域を決めたら、そのところに賦課をさせていただくんです。平米当たり700円の賦課をさせていただいたときに、全て賦課をするんですけど、田んぼや畑についてはほんなら猶予しましょうというところがあるんです。それで家が建っていないところ、汚水が発生しないところは全て猶予申請をいただいて、繋がれる家だけ負担金をいただきますという形になっただけです。しかし、賦課したときに説明会もさせてもらったんですけど、その会場に来られなくて、私ところは田んぼや畑はもう関係ないだろうという意味で、猶予申請をされない方が多くあるんです。それがここに負担金の未収ということで上がってくるんです。それで、私たちはこの負担金の未収ではなしに、猶予申請を忘れとってんであって、今は全て案内をさせていただいて、実は汚水が発生せんところは、この未収じゃなしに猶予申請を出していただきたいということで、説明に回ってどンドンどンドン調定から落としている状況です。

今はまだちょっと猶予申請が出てきていないのがこの1,800万程度の申請が出てきていない。これをもし仮に落としていたら、今度田んぼなり畑が宅地になれば、700円がもうもらえんようになるんで、やっぱり汚水が発生するまでは猶予しましょうということで、今、手続しているところであります。その関係の受益者負担金の未収なんです。

○木藤委員長 質疑中ですが、ちょっとお諮りします。

ただいま管理課長の答弁の中で、本当のことを言えばという御発言がございました。委員会としましては、全て本当のことを答弁願っているというように思いますんで、この発言部分は削除願いたいと思います。よろしいですか。

質疑を続けます。

岡前委員。

○岡前委員 ということは、その猶予申請が出た分については、結局、不納欠損扱いで落とすよってやということですか。違うんでしょ。そこら辺もうちょっと僕は山崎ルールが頭に入らんのやけどね。

○木藤委員長 答弁を求めます。

船引水道部次長。

○船引水道部次長 今、部長のほうから説明があったように、供用開始するとその区域全体、宅地、田んぼ、畑全部に一律面整備なんで、この流域下水道区域については面整備なんで、全部に賦課をかけるということで、1平米当たり700円。今も言いましたように、説明会で全部にかけますとすごい金額になってきますんで、個人の1人当たりの負担金が。実際に汚水が発生する部分だけ賦課しますよということで、それ以外の部分については猶予申請をしてくださいという形になっております。

それで、残っている部分というのは、全部に一旦賦課をしてしまった限り、何か申請がない限りは賦課しっ放しで、当然その本人は汚水が発生しないんで払う必要はないという形で残ってしまったと。そういううちの説明会でしっかり言っただけですけども、相手との意思の疎通という形で、そういう賦課したものが残ってしまったという形で、もう一度十分説明して汚水の発生しない部分については、発生するまでは猶予しますよと。発生して農地転用されて宅地化になれば、その段階で宅柵も入れますし、負担金もいただきますという説明をして、そういう形で過去からいきますと、大分少なくなったという形の数字にはなっております。

○木藤委員長 岡前委員。

○岡前委員 そこで分らんのがね、猶予申請が出たらその負担金というのは消えるわけでしょ。

○木藤委員長 答弁を求めます。

船引水道部次長。

○船引水道部次長 あくまでも負担しているんであって、猶予ということは後でいただきますよという形になります。賦課はあくまでも、1万円やったら1万円賦課しておいたら、これは猶予しますと、後でそういう汚水が発生した段階でいただきますよという、お金を納めてもらうんを猶予するという形の、なくなるんではなしに、後でいただきますよという形の猶予の申請になると。

○木藤委員長 岡前委員。

○岡前委員 それだから、猶予申請を出したから負担金の未収が減ってきたというのはどういうことなんですか。

○木藤委員長 答弁を求めます。

船引水道部次長。

○船引水道部次長 言いましたように、一斉に全部面整備なんで、全部に賦課をかけ

てしまったと。汚水が発生しないところまで賦課をかけたというのが一つの原因であります。だから、それを申請で猶予してもらおう申請を出してもらえば、その分だけ少なく、全部が賦課をかけたところがお金が入ってこない分については、未収の形で残ってしまうので、その分を説明して、この猶予申請を出していただいたらお金を後からもらうので、その分だけは猶予という形で滞納額からは外して処理するという形になったので、少なくなってきたということになります。

○木藤委員長 よろしいか。岡前委員。

○岡前委員 その滞納額から処理するという事は、会計上でいえば不納欠損じゃないんですか。言い方によったら、その未収というふうに上げておられること自体おかしいような気がするし、未収金じゃないというふうな感じもする。

○木藤委員長 答弁を求めます。

船引水道部次長。

○船引水道部次長 実際に賦課で総額がありましたけれども、その賦課した部分の課税の部分を調定ということ、調定の部分を消すという形で、後で払いますのでそれを減額するという形になりますので、調定を上げとんを落とすと、取り消すという形でしますので、滞納額も落ちてくると。

○木藤委員長 よろしいか。岡前委員。

○岡前委員 最後に、もう一つ、決算書の中で198ページの固定資産の明細書というところがあるんですけど、ここの(2)の投資有価証券というのは、何で、約3億円ほどの残高なんですけども。

○木藤委員長 答弁を求めます。

福井管理課長。

○福井管理課長 投資有価証券は、前年度の現在高は1億9,910万円、これは兵庫県債です。5年物だったんで、これを今度1億、ちょうど満期が来ましたんで、今度東京都債の10年物をそこで購入しております。

○木藤委員長 答弁を求めます。

米山水道部長。

○米山水道部長 198ページのところと、それから190ページのところにも関連があります。今、課長が言いましたように、約3億円のところは平成23年度の積み立て残高がありますので、東京都債3億円分、約2億9,997万円なんで3億円分を購入しております。その前の1億9,100万円は兵庫県債、野村証券から約2億円分買っておりますので。それで190ページ以降を見ていただいたら、投資有価証券2億

9,997万円、真ん中辺の(2)番のところ、真ん中辺の下側、そのところがこの金額と一致するところです。現金預金、その下が流動資産の(1)番のところ見ていただいたら10億ほどの預金があります。その中で今、この中で約8億円のほどの定期があります。残り2億円ほどが西信の当座の中にあるという解釈をしていただいたらよろしいかと思えます。

以上です。

○木藤委員長 ほかにございますか。

高山委員。

○高山委員 それでは、2点ほどお尋ねをしたいと思います。

ここに決算委員会の資料をいただいております。それで、ページ数は9ページなんですけれども、その中で給水人口ということで、21年度と22年度、それから22年度と23年度の比較をされております。前年度対比203名の減とか148名の減とか、トータル2年間だけで350名ほどの減少になっております。当然のことながら給水人口が減るということは、それだけ使用料が減ってくるということにも繋がるんじゃないかなという観点から、これほかの問題でもあるんですけれども、中長期的にこの宍粟市によらず、人口減少というのはなかなか歯どめがかからないと思うんですよね。だから、宍粟市がいろいろと施策を講じてみたところで、急激に人口が増えるというわけでもないし、子どもさんの数が増えるわけでもないしということで、当然減ってくるのが道理だろうと思うんですけれども、減ってくれば当然、この事業については独立採算の事業ですので、売り上げにも当然響いてくるんじゃないかなと思うんですけれども、そうすれば、少しでも抑制するためには資本的な支出を抑えるべきやなというようなことなんですけれども、いわゆる資本的な支出、老朽管の布設の工事とか、いろんなことで当然年次ごとに事業をしていかなかったら追いつかない部分があるかと思うんですけれども、その人口減少と比較して、今後において料金の値上げ等について極力住民の人たちは安いほうがいいという考え方ですよね。だから、そういうあたりの今後見通しというんですか、将来見通しというんですか、そういったことをお考えなのかどうか、ちょっとお伺いしたいんですけれども、いかがでしょうか。

○木藤委員長 答弁を求めます。

米山水道部長。

○米山水道部長 当然、収入的なところを考えましたら、人口が宍粟市全体でも減っていったおるんは、この数字的にもわかると思えます。給水人口も年々減ってきて

おりますので、私たちは資料をもとにわかりやすく21年から載せております。やはり、人口が減ってきたら、三つ目の総配水量、それから有効水量、有収水量も4,589トン減ってきております。やはり有収水量が減ってきますと、料金にも反映してきます。この問題はなかなか難しい問題で、やっぱり今の時勢の中、節水的な考え方で有収水量も抑えとると、それから人口も減ってきとんのも影響しているんじゃないかと思うとります。

これからは、やはりここら辺も加味しながら料金設定なり、将来はやはり簡易水道、上水道、それから下水道につきましても人頭制のところ、従量制のところ、ここら辺をトータル的に含みまして、今は私たちは26年には料金改正を全てのことを加味しながら考えておりますので、ここらも踏まえて検討したいと思っております。

○木藤委員長 高山委員。

○高山委員 もう1点は、同僚議員のほうから出てきておったんですけれども、滞納の問題なんですけれども、不納欠損も詳しく資料として上がってきておりますので、ある程度のことわかるんですけれども、特に社会的な経済状態の中でどんどん滞納が増加しつつあると、未収金が増えつつあるということなんですけれども、それに対して抜本的な対策というのは、なかなか総務の関係でも難しそうなお話もされておったんですけれども、特に水道関係はそれこそ命の水なんですから、そういうあたり給水停止の話も出ましたけれども、極力やはり安い料金で利用していただくのが基本じゃないかなと思うんですけれども、それは別として、今後の滞納に対するしっかりとした取り組みをお聞かせをいただいとらなんだらいかなのかなと思うんですけれども、そのあたりいかがでしょうか。

○木藤委員長 答弁を求めます。

米山水道部長。

○米山水道部長 私もここに17年以降ずっと資料を持っております。やはり、滞納的には徐々に増えております。これは水道部門だけじゃなしにあらゆる部局の問題にも影響してくると思います。やはり、私としては少しでも滞納が減るように職員挙げて減らしたいと思います。あとの取り扱いについては、また担当課長から申し上げます。

○木藤委員長 答弁を求めます。

福井管理課長。

○福井管理課長 滞納整理なんですけれども、今回上げさせていただいている不納欠損につきましても、2年前にこちらから居所に郵便で送っても返ってこなかったとい

うとここで、それから2年たって今回の欠損に上げさせていただいた。恐らく不可能であろうというところで上げております。それで、これからは、特に転出される場合につきましては、よく住民窓口との連携もとりまして、できるだけ滞納のないように、できればそこで精算していってくださいよというようなやり方もしていきたいと考えております。

○木藤委員長 答弁を求めます。

船引水道部次長。

○船引水道部次長 今の滞納整理につきまして、もう1点だけ追加で説明させていただきたいと思います。

水道・下水等の滞納の部分も確かにあるんですけども、市全体で、今の滞納整理委員会という形で全体の滞納に関してどのように取り組んでいくかということで、今の委員会を設置しながら水道部におきましては水道、それから下水道の使用料等の滞納整理をどのように持っていくかということで、個々に滞納整理のマニュアル等をつくって、それにのっとって滞納整理に向けて努力するという形をとっておりますので、一つだけの、うちだけの滞納整理ではなしに、市全体で取り組んで、なるべく少なく、早急にしていこうという形で取り組みを強化していきたいと考えております。

○木藤委員長 質疑中でございますが、ここで午後2時35分まで、暫時休憩をいたします。

訂正をいたします。午後2時30分まで休憩をいたします。

午後 2時20分休憩

---

午後 2時30分再開

○木藤委員長 それでは、休憩を解き、委員会を再開します。

質疑を続けます。

高山委員。

○高山委員 それでは、最後に1点だけお尋ねをいたします。

部長にお尋ねをしたいんですけども、先ほど来出ております高料金対策のことなんですけれども、この対策を講じることによって会計そのものが助かるということで、議会のほうに御提案をいただきました。料金の値上げに繋がるということで、委員会に付託されてそれぞれ継続審議ということで、なかなか最終的にはそれに至ったんですけども、それぞれ住民の方々の生活を守るという意味で、この審議に

については慎重な御意見がございました。最終的にはそういうことにはなったんですけども、ステップを踏みながら段階的に値上げに繋がったということなんですけれども、その中で私も発言をさせていただいたんですけども、先ほど大上委員のほうから福祉世帯の水道料金の助成ということで質問があったんですけども、もう1点私も説明をさせていただいたんですね、要望の中に、例えば公民館、それから地域のお宮というんですか、氏宮というんですけども、そういうあたりが水道の利用頻度が少ないけれども基本料金等々は当然要りますよね。そういったことで、自治会のほうから使わないのだから少し軽減をしていただきたいなという要望が出ていますよということをおっしゃっていただいたんですけども、そのときに、市長の言葉として受けとめたんですけども、安くすることはできないんですけども、自治会の助成、補助のお金に反映をしたらどうかというような市長のほうの発言がありました。実際、どういう形で反映をされておるのか、少し分らないんです。そういうことで、住民の方々に聞かれたときに答えが出やすいような御答弁をいただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○木藤委員長 答弁を求めます。

米山水道部長。

○米山水道部長 平成24年1月1日現在で水道料金なり、下水道料金を統一させていただいております。それに関連いたしまして、福祉施策の関係とか水道料金の自治会関係の減免とかの関係とかというふうに市長からの指示をいただきまして、いろいろと検討した結果、自治会の集会所の施設、それから消防詰所とか、公園とかというところ、市長が認めたところというところで、例えば公民館であれば使用頻度が低いんで基本料金のみいただいております。それから、そのほかの施設も基本料金のみになっておると思います。

各施設の水道料金、山崎管内は基本料金2,100円、それから一宮管内は2,700円、超過料金は減免するということになっております。例えば一つの例でありますけれども、公民館の下水道料金2,000円のみで基本料金に人头割は課さないということになっております。これに基づきまして、24年1月1日から対応しております。

ただし、流域下水道については、従量制の料金体系のため1,155円、かなり2,000円よりは低いんで対象外にしております。

○木藤委員長 高山委員。

○高山委員 わかりました。ということは、住民の方々はなかなかわかりづらいだろうと思うんですよ。だから、そういうことを自治会長会でもよろしいですから繋い

でいただきたいんですよ。だから、何も姿が見えてこないなど。自治会長はわかっておられるんかもしれませんけれども、一般住民というんですか、住民の方々はなかなかわかっていただけないんじゃないかなと思うんですけれども、そういうこともまたPRするかアピールするかといった形でやっていただいたらなど。ああ、これだけ水道部も頑張っていたとんやなどという姿が見えるんじゃないかなと思うんですけれども、そういうことをしていただきたいということを申し述べたいと思います。いかがですか。

○木藤委員長 答弁を求めます。

米山水道部長。

○米山水道部長 このことにつきましては、決定したときに各全て自治会長さんへお知らせして書類をいただいております。ただし、減免のところは公共施設とか自治会が管理する施設のみということで限定しております。その点、皆さんにお知らせするのではなしに、自治会長さんにお知らせして書類をいただいております。その分は減免をさせていただいておるといふぐあいで、自治会長さんには全てお知らせをしております。というところでとどめております。ほかのところは減免していません。

○木藤委員長 よろしいか。高山委員。

○高山委員 自治会長さんにお知らせしておるといふのはわかるんですよ。自治会長さんから繋ぎができないんですよ、なかなかね。繋いでいない自治会長さんがおられるんで、また事あるごとにそういうことを言っていたらなどと思うんです。それが水道の関係で理解をいただいて、より使用量も増えるんじゃないかなという思いから言っているだけですからね。だから、自治会長さんに繋いだから事は終わったんやでなくて、大勢の方々に知っていただいて、もっともっと協力的にやっていただきたいという意味から発言したわけですから、また、その点よくご理解をいただいたらなどと思います。

以上です。

○木藤委員長 ほかに質疑ございますか。

西本委員。

○西本委員 すみません、1点だけちょっと教えてほしいんですけど、監査の報告書の8ページなんですけども、ちょっと水道関係の詳しい話は私わからないんですけども、上から4行目、5行目かな、この結果、1トン当たりの供給単価と給水原価の差し引きは、前年度よりも赤字幅2円83銭増加し、10円88銭の赤字となってい

るところがあるんですけども、供給単価と給水原価ですね、その差が10円88銭の赤字になっているということなんですけど、この辺ちょっと詳しく説明願いたいのと、あと1点、接続率といいますか、接続率はどんどん上がってきているんですけども、例えば、その接続していても明らかに家族の人数に対して4人なら4人家族がおるとして、水道上水の使用量が明らかに少な過ぎるとか、そういうことはあるのか、またあれば認識しているのか、ちょっとお聞きしたいんですけども。

○木藤委員長 答弁を求めます。

船引水道部次長。

○船引水道部次長 1立米当たりの給水収益と給水原価の比較ということで、この給水収益というのは供給単価になるということで、1立米当たり何ぼで売ったかという形、それから、給水原価につきましては1立米当たりつくるのにどれだけ費用がかかったかということで、下に収益割る有収水量という形でお金になった部分を水量で割ったような形でこの単価を出しています。

それで、この差がマイナスになる部分につきましては、実際赤字になっているということです。それから、使用料の少ない家の把握という形なんですけども、この分につきましては、やはり水道だけで生活されておる方も多いんですけども、それ以外に、やはり井戸水なり集落の水道等も使われて併用されている方があります。そういう形で概ね全国平均が1人当たりの使用水量というのが大体出ていますので、それと比較して少ない部分については、そういうふうに併用があるのではないかなというように把握はしております。

○木藤委員長 西本委員。

○西本委員 そういう明らかにちょっとおかしいなという、例えば、家庭に対して何か協力なり、お願いなりするようなことはあるんですか。

○木藤委員長 答弁を求めます。

船引水道部次長。

○船引水道部次長 今言いましたように、やはり使用水量が少ないということは、ほかの水を生活水として利用されているということで、やはり井戸水につきましては地下の水脈を利用されているわけなんで、見えないところでやはり水質は常に変化をしているという形で、安全な水ではないということでPRしながら、できる限り水道を飲用にしてもらいたいというPRで、広報等で県の、前に言いよった保健所、今は健康福祉事務所になっとなんですけども、そことタイアップして年1回は井戸を使用される場合はその周りを清潔にしたり、水質検査をしてくださいと。その上で

十分注意しながら飲用に使ってくださいというようなPRをあわせてやっております。

○木藤委員長 西本委員。

○西本委員 宍粟市のそれこそお水は、神戸とかああいうところからも水をたくさんくみに来ているようなおいしい水なんですけどね、こういう公共の水道ができた以上、私たちはそれをできるだけ使わないと単価が下がっていかないということだと思いますんで、そういう安全・安心の意味からも、是非それは接続率とは別にしっかりとチェックしていただきながら、そういう指導もしていただきたいなど。実はそのことによって何ですか、使わないことによってエアだまりとか何とか言うんですか、それで隣の上水道を使っている方がお風呂が全然濁ったとかいうことを聞いていますんで、前に。だからそういう指導もお願いしたいなと思います。

○木藤委員長 答弁を求めます。

船引水道部次長。

○船引水道部次長 今言われたような事例はちょっとこちらではちょっとよう把握していないんですけども、やはり、使用頻度が少ない部分については、どうしても供給管が大きなパイプなんで使用水量に見合わん水量であれば、どうしてもたまり水という形でなりますんで、その分については調整水という形でちょっと水を動かすような手当てはしております。それによって隣が使わないから、使っておる家が濁ったという事例はちょっと聞いていないんですけども。

○木藤委員長 よろしいか。東委員。

○東委員 2点ほどちょっとお聞きしますけども、1点は確認なんですけどね、この審査資料の9ページ、10ページになるんですが、さっき高山委員からちょっと質問がありましたけど、9ページの給水の状況、それから10ページの経営の状況というところに繋がるんですけども、給水の状況で年間の総配水量、それから年間の総有効水量、それから年間の総有収水量、これがいずれも22年、23年ダウンしているんですけども、それが結果的にそのまま10ページの経営の状況のところの収益的収入の4,500万のダウンにそのまま繋がっていると見ていいんですかな。

○木藤委員長 答弁を求めます。

船引水道部次長。

○船引水道部次長 給水の状況と経営の状況の部分でありますけれども、確かに給水の状況につきましては、給水人口の減とかいろんな水の利用形態の違いで、やはり、節水器具等の関係なんかで少なくはなっている傾向があります。

今年度の経営の状況であります。収益的収入のマイナスの4,503万3,000円と、大きな数字の減になっている原因につきましては、一部給水の状況もあるんですけども、この大きな差は高料金対策が昨年はあるとあって、今年度は、23年度はなかったということで、大きな4,000万円の差につきましては、そういうのが原因であります。

○木藤委員長 東委員。

○東委員 わかりました。じゃあ、その今回の経営の状況のところの収益的収入のところの平成23年度の5億8,000万、大体この辺が標準と見ていいんですか。

○木藤委員長 答弁を求めます。

船引水道部次長。

○船引水道部次長 21年度も同じように5億8,400万でありますんで、概ねこの推移につきましては、5億8,000万程度がこの数年間の経緯だと思います。

○木藤委員長 東委員。

○東委員 わかりました。あと、もう1点、さっきから話が出ていますけども、滞納関係でちょっと確認なんですけど、この今の審査資料の17ページにですね、未収上水道料金の状況ということで、滞納金額の状況が出ています。それから、下段に滞納件数の状況が出ていますね。一番右にトータルの3,900万円、それから下段には1,258戸と、こうなっていますけども、成果説明の17ページに市税及び税外収入の滞納状況というところがありますけれども、このところの水道と下水道のところを見ると、使用料のところでは23年度が4,000万、簡易水道が800万、端数切りますけども、それから下水道使用料1,500万、農排が400万とこう上がっていますね。これらの数字はどういうふうに比べたらいいんかいね。

審査資料の17ページと成果説明の17ページ、どちらもたまたま17ページになるんですけども、滞納の関係。

○木藤委員長 答弁を求めます。

福井管理課長。

○福井管理課長 ちょうどこれ17ページに載っておりますのは、この上水道会計におきましては、これは3月締めになります。それで、17ページでは、これは5月末現在だと思うんですが、全て上水道会計におきまして、5月締めという出納整理期間をとって普通会計と一緒に見た数字でございます。そして、それから本当の23年度決算におきまして、未収金として計上されておりますのが、ちょうど23年度決算、8,201万3,275円が、これが未収でございます。ただ、その出納は企業会計ですので、

3月きっちりに未収、未払いで整理するというのが違います。

○木藤委員長 東委員。

○東委員 それで、大体の説明でいいんですけども、それでいいのかな。要は、この成果説明は17ページは3月末ですよと。この審査資料の17ページは出納閉鎖の5月末の金額ですよと。実際、23年度決算は8,200万ですよと。余計合わなくなるんじゃない。

○木藤委員長 答弁を求めます。

福井管理課長。

○福井管理課長 ここでは、ちょっと消費税の関係がございまして、17ページの4,700万円余りは消費税込の形、それで、ここでは収益的収支ですので、普通は消費税抜きで考えます。ちょっとそこが違うところがございます。

○木藤委員長 よろしいか。東委員。

○東委員 概ねわかりました。

じゃあ、続けて委員長。

○木藤委員長 東委員。

○東委員 その滞納の件ですけれどね、前にも同僚委員から滞納に関していろいろ話がありましたけども、水道のその給水停止といいますか、それが17件あるということでしたね。いろんな意見があると思うんですけども、水は命にかかわるものだから、給水の停止というのは、一番重いことだから十分に分析して慎重にとということがありましたけども、その逆の話をすれば、一番大事な水だからどんなことがあってもお金を払うと、このほうが筋が通っているんじゃないですか。何をさておいても自分の命にかかわるものはお金を払うというほうが大事でしょ。だから、給水停止は断固たるものできっちり停止をする場合は停止をしていかないと、滞納は減りませんよね。だから、きちっとした理由づけは必要ですけども、滞納を増やさないようにするためには線を引かないと、それは滞納は減りませんよね。だから、飲み水ですからということは、口に入るものですから、お金を払わない人はただで飲んでいるわけですね。払っている人はお金を払って飲んでいるんです。この辺をきちっと担当部局はわきまえて、理解を求めて対応しないと年々滞納というのは増えていきますね。どうですか。

○木藤委員長 答弁を求めます。

米山水道部長。

○米山水道部長 これは重要なことでもあります。やはり、水道の特権と、特権と言っ

たらおかしいんですけれど、最終手段は給水停止というところ、手続を踏んでそのようにするわけでありまして。最終手段としてそれを行っていきたくてこう思っております。やはり、使っていただいたら払っていただくというのが前提でありますので、それは今後も同じように対処していきたくて思っております。

○木藤委員長 東委員。

○東委員 この水道だけじゃないんですよね。住宅も全てが、今日午前中、企画総務の審査だったんですけども、宍粟市で12億もあるわけですよね。これ宍粟市の滞納なんで、12億ね。もし、それが自分に直接関係あるようなことだったらどうするでしょうね。だから、払ってもらわなくても自分は困らないから、そういうふうを増えているわけですよね。だから、担当部局全てですけども、やっぱり、折目筋目をきちっとやって断固たるきちっとした態度を持って臨まないと、まあ何とかなるわけで今まで来ているわけですから、だから、決算のときにいつも滞納のことが出るんで、出ないことはないですよ、いつも決算委員会で。予算委員会はまた別ですけどね。だから、それはその担当者にしたら大変ですけども、やっぱりきちっと対応をしないとだめですね。言わんとすることはわかってもらえたと思うんですけども、大事なことからちゃんとしなきゃいかんと、こういうことですわ。

○木藤委員長 答弁を求めます。

米山水道部長。

○米山水道部長 このこのことにつきましては、水道もこれから増えていかないように努力していくよう頑張りたいと思います。

○東委員 終わります。

○木藤委員長 岡前委員。

○岡前委員 決算書の農業集落排水のところ、1点だけ聞いておきたいんですけども、171ページで県の補助金で低コスト型農業集落排水施設更新支援事業補助金というのが4,200万あって、これが歳出のほうでは処理施設機能診断業務委託料ということで4,290万3,000円に充ててあるのかなと思うんですけども、文字どおり低コスト型というふうなことで、県のほうの補助金名目はなっているんですけども、その機能診断をした結果どうであったのか、機能診断しただけであって今後低コストになるように手を加えていくということなのか、これはどういうふうな4,200万という結構高額やと思うんですけども、そのあたりどうですか。

○木藤委員長 答弁を求めます。

福岡上下水道課長。

○福岡上下水道課長 失礼します。この低コスト型の農業集落排水施設更新支援事業という名目で、一つの処理場に対して200万を上限として、国から補助金がいただけるものでございます。あくまでもこれは上限200万円ということで、幾ら使っても200万でございます。宍粟市の場合は、国の補助金いっぱい額で何とかやろうということで、21カ所の農業集落排水施設をやっております。その合計金額が4,293万ということになっております。

この事業の目的といたしますのは、この宍粟にあります農業集落排水全ての処理施設や管路の状況、これをつぶさに点検、調査いたしまして、その処理場やら管路の状況を把握し、どういう状況か、機械は何年もつものか、そういうようなものを総合的に調査をして、その処理場の台帳のようなものをつくる事業でございます。この機能診断業務が23年度、この機能診断業務、もう23年度末に成果が出ております。その成果に基づきまして、今年度予算計上させていただいておりますんですけども、この結果をもとにして、各施設の有効利用や長寿命化によるライフサイクルコストの低減、また各施設の更新に要する経費の平準化、平準化といいますのは、21施設もありますんで、一遍に直すと何億というお金が要ります。順番になるべく費用を均等にやるにはどうするか、そのような診断なり検討を行います最適整備構想策定業務、これ今年度予算計上しております。これも全部で500万の頭打ち補助でございます。今年度予算で525万ということで予算計上させていただいて、県のほうの補助金の内示が来次第、実施する予定でございます。

○木藤委員長 大上委員。

○大上委員 質問漏れがありましたんで、1件だけ追加で質問させていただきたいと思います。

決算書の157ページなんですけども、素麺の前処理槽の変更工事に関しまして、補助金が出るという制度ができて、補助金が215万2,000円出されて決算されとんですけども、これは何件いうんですか、何基というんか、何事業者の申請により補助が出たのかということと、それから、この制度ができるまでには、関係者からいろいろと要望が出されまして、部長、次長、皆さん大変いろいろとお世話になって、検討いただいた結果、今の処理方法になりまして、補助が出されておりますが、一宮方式をこの現在の沈殿槽をつくってする方向に変わったんですけども、その変わるまでの話としては、一宮方式が一番いい前処理方法だというふうなことを聞いておったんですけども、それはそれでいいとしまして、今現在それを取り壊して、取り壊す取り壊さんは別として、それにかわる沈殿槽をつくって処理をされとるわ

けでありますけれども、そうってから汚泥等の汚水というんですか、汚水等の処理によって水質汚濁をするとか、そういったような問題は起きていないかどうかだけ、二つお尋ねしたいと思います。

○木藤委員長 答弁を求めます。

福岡上下水道課長。

○福岡上下水道課長 失礼します。この補助につきましては、今設置してある一宮の素麵前処理槽という浄化槽の少し大きいバージョンのようなものでございます。その中を通過した水しか下水道の処理場には入れたらだめですよという方針でございます。

ちなみに山崎町は、沈殿槽、まず、素麵排水を固液分離して上水を下水のほうに入れてくださいよと、そのような方式でございます。その差で一宮のほうから、何で一宮だけこの前処理槽でわざわざ電気代を使って、浄化槽の清掃もして年間多額のお金が要るということで、いろいろな問題が発生しておりました。そんな中で、約2年間協議検討を重ねた結果、23年度からその工事費の2分の1を負担することによって、前処理槽を300リットルの個液分離する三層構造の沈殿槽に変えてもよろしいということで、組合のほうにはお願いしまして、今、補助金をやっているところでございます。

ちなみに実績といたしましては、23年度が特環、これは染河内と神戸なんですけれども、ここで9件。コミュニティプラントは三方と三方北部、これが9件。農集につきましては、まだ出ておりません。今年度の実績といたしましては、今のところ特環区域が7件、コミュニティプラント区域が4件ということで、5年の中で補助をするという考え方で皆さんまだ様子見をされているような状況でございます。

それで、今のところ処理場のほうに影響はどうかということで、汚泥の量はどうかということで御質問いただいたんですけども、これ特環の神戸、染河内、また三方、下三方の大変大きな処理場に入っております。その辺の出す量一日当たり多いところで100リットルほどでございます。ほとんど数字的には影響が出んというような状況でございます。ただ、私ども心配しておりますのは、西深、生栖等が接続されたときには目に見えた汚泥の量が増えたり、処理がちょっと難しくなったり、そんなことは処理技術のノウハウで何とか解消しようと思っているんですけども、そういうことが起きる可能性はございます。

○木藤委員長 ほかにありますか。

(「なし」の声あり)

○木藤委員長 ないようでございますので、以上をもちまして、水道部に関係します第29号議案、第35号議案、第36号議案、第37号議案、第38号議案、以上5議案につきまして、審査を終わりたいと思います。

米山水道部長以下幹部職員の方、長時間にわたりましてありがとうございました。委員さんの方、少し残っていただきたいと思います。

それでは、若干時間を頂戴いたしまして、第1日目の審査が終わったわけでございます。報告書をまとめるに当たりまして、特に委員からのこれだけはというような御意見がございましたら、この際お聞きをしておきたいと思いますが、どうでしょうか。

伊藤委員。

○伊藤委員 4,000万ほどの金が、高料金対策がもらえなんだということはちょっとおかしいと思うんよね。何でいうたら、その高料金対策をするから料金を上げてくれと言って、ごつつ審議をしましたやんか、そのときに。だから、そこら辺がちょっと操作ミスやったんやというんはわかるけどね、厳しいんだらうと思う査定がね。そやけど、その約束しておって4,000万ごそっとなくしてまうということは、やっぱり事業課としてはミスったんじゃないかなと。僕はそこは指摘すべきだと思いますがね。

○木藤委員長 おっしゃるとおりだろうと思うんです。以前の料金改定の委員会の中で、高料金対策のためにも必要ですという答弁がたびたびあったわけです。そういうことから、今の御意見はもっともだと思います。

ほかにございますか。

岡前委員。

○岡前委員 高料金対策が当たるのは、上げた当年度やなしにその翌々年度。

○寄川副委員長 2年前の料金がちゃんとしておれば、2年後に反映する。

○木藤委員長 今回は入らんのやで。2年後に入ってくる。

○岡前委員 だから、実施時期が遅れたから、それは当局側のもくろみが崩れただけの話であって、何もその。

○伊藤委員 あそこの説明ではもらうげな話したで。

○木藤委員長 いや、これからのいろんなものの計画の過程で高料金対策は2年後になるけどもという前置きで説明があったわけやな。

○伊藤委員 ああそうか、ほんならその年度はもらえんということが決まっとったんか。

○岡前委員 そやから、当該年度はもともと入らへんからという、そのかわり半年遅らせた分だけ1年ずれますよということについて、向こうは言いよったん違うかなと思うんです。

○伊藤委員 高料金対策のためにね。

○木藤委員長 2年やけども、今、岡前委員が言われたように、半年ずれたからまた1年延びますよという言い方やった。

わかりましたか。そういうことです。

○伊藤委員 わかりました。

○木藤委員長 ほかにございますか。あとはまた事務局と相談してまとめたいと思います。

それから、もう1点お願いをいたしたいと思います。できるだけ効率的な質疑・答弁とするため、可能な限り、以前から申し上げておりますように、事前質疑書を提出いただくようお願いをしたいと思います。前日まで結構でございますので、事務局までメールやファクスでも結構ですから、その点よろしくお願ひしたいと思います。

ほかにないようでしたら、以上で、第1日目の審査をこれにて終了いたしたいと思います。

次の委員会は、9月18日午前9時からとなっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

本日は、これにて散会をいたしたいと思います。

ご苦勞さんでございました。

(午後 3時20分 散会)